

259-9ホ



1200701754892

259

9ホ



始



東京遊學案内



東京遊學案内

目次

目次	府縣中學の經由	少年の誘惑の原由	目的變更改の弊害	學科豫定の必要	學資供給の本源	第二章 上京の準備	上京の必要	物質的と精神的	政治兵備及經濟	次代國民の事業	帝國勃興の氣運	第一章 遊學者の指針	第一章 遊學の必要	第一頁
	八	七	七	七	五	五	三	三	二	二	一	一	一	頁

第三章 學費の概算

學費總額の豫算	一九
東條又はは入校金	一一
月謝又はは授業料	一二
月俸及びび下宿料	一二
書籍及筆墨紙料	一三
制服制帽調製費	一四
年額及月額の比較	一五
郵便爲替と通運便	一七
第四章 修業の年限	一七
學科卒業の年限	一七
分科大學と大學院	一九
學習院と華族女學校	二〇
陸海軍の諸學校	二〇
官立高等諸學校	二一

第五章 東京遊學の季節

私立專門各學校	二二
東京遊學の季節	二三
各學校の學年學期	二三
旅行中の身邊警戒	二四
着京後の乗車注意	二五
鐵道馬車と勸工場	二五
寄宿舎と下宿屋	二七
風儀振肅の良策	二七
宿所撰定の標準	二八
保證人及其資格	二八
第六章 學生の心得	三〇
品行上の注意	三〇
品生上の注意	三一
衛生上の注意	三一
交際上の注意	三二

目次

第七章 都下の學事

四

三四

東京市街の二大別……………三四

低部市街と高部市街……………三四

官公立學校の位置……………三五

官公立學校の學事要領……………三六

私立學校の學事要領……………三七

第八章 學校の種類

四〇

官立高等諸學校……………四〇

私立專門諸學校……………四二

私立中等諸學校……………四四

公立高等女學校……………四五

中篇 各學校の規則

四七

第一章 官立諸學校

四七

帝國大學……………四七

目次

五

學習院……………五九

華族女學校……………六〇

高等師範學校……………六一

(同附屬音樂學校)……………六三

女子高等師範學校……………六四

(同附屬高等女學校)……………六六

陸軍大學……………六七

陸軍士官學校……………六八

陸軍幼年學校……………七〇

陸軍戸山學校……………七三

陸軍砲工學校……………七四

陸軍乘馬學校……………七五

陸軍經理學校……………七六

陸軍教導團……………七六

海軍大學……………七八

海軍兵學校……………七九

和佛法律學塾	慶應義塾	攻玉社	國學院	哲學院	東亞學館	國民英學會	東京佛語學校	獨逸語學校	外國語學校	東京國語學校	明治學院	青山學院	東京山治學院	東京生物學舍	濟南學舍
.....
一一五	一一六	一一九	一二〇	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三

第二章

私立專門各學校

海軍機關學校	第一高等學校	高等商業學校	東京工業學校	東京商船學校	東京郵便電信學校	東京美術學校	東京盲啞學校	東京專門學校	明治法律學校	東京法律學校	專修法律學校	日本法律學校
.....
八一	八三	九〇	九四	九八	九九	一〇一	一〇二	一〇六	一〇七	一一〇	一一一	一一三

藥	東京顯微鏡院	一三四
東京商業學校	一三五	
東京航海學校	一三六	
東京工業學校	一三七	
東京農學學校	一三八	
東京美術學校	一三九	
東京府尋常中學校	一四〇	
日本中學校	一四一	
東京府開成尋常中學校	一四二	
錦城學校尋常中學校	一四三	
成城學校	一四四	
海軍豫備學校	一四五	
獨逸學協會學校	一五八	

第三章 中等教育各學校

第四章 公私高等女學校

東京府城北尋常中學校	一六二
正則尋常中學校	一六三
郁文館	一六四
東京府高等女學校	一六六
東京女子職業學校	一六八
共立女子職業學校	一六九
女子成立學校	一七一
明治女學校	一七二
倚松園女塾	一七三
立教女學校	一七四
跡見女學校	一七五
入學試驗問題	一七七
第一高等學校	一七七

下篇

目次

東京遊學案内目次終

東京工業學校	一九一
高等商業學校	一九七
東京商業學校	二〇四
海軍大學校	二一一
海軍兵學校	二一六
海軍機關學校	二一六
陸軍士官學校	二三〇
陸軍幼年學校	二三七
各書籍館規則	二四三
東京圖書館	二四三
大日本教育會書籍館	二四四

東京遊學案内

上篇 遊學者の指針

第一章 遊學の必要

征清の師大に捷ちて、軍旗の指す所前に敵なく、渤海灣の奥、支那海の南、いづ
 此に往くとしてか旭日の旗章の翻らざる所もなく、連戦連捷、我邦は今や終局の勝
 利を占めて、世界列國環視の下に、東方亞細亞の覇權を收めて、宇内に雄飛するこ
 とどはなりぬ。

○帝國勃興の氣運

是より日本帝國の偉業は、遠く大陸を掩有して次第に交通の區域を擴め、製造貿
 易盛に起りて、我れは實際東洋に富強雙びなき霸國となるべく、列國均等の勢力も
 其中心を我邦に移して、我れは永久に宇内より矚目注意せらるべき一等國の地位に

立ちて、宏圖を世界に施すべき大帝國となるべきも、十數年の近きにあらむ。

然しながら這般の事業は、一朝一夕にして成功すべきものにはあらずして、實際我邦が雙びなき大帝國の基礎を立て、世界列國の運動を自在に左右せむと欲せば、尙永遠の計畫を爲さるべからざる必要ありて、今日にては吾人の施設もすれば強國の妨害疾視する所となりて、外交の機宜、作戰の方略、二つながら充分なる動作を欠きしこと幾何ぞ。

○次代國民の事業

思ふて此事に至るときは、諸君は未だ戰勝の餘榮に酔うて小成に安んずべからざるのみならず、次代國民たらむ者は益々奮うて我邦の製造貿易を隆昌ならしめ、國産を興し、國富を増して、次第に海陸の防備を嚴にし、世界列國の聯合軍がよし我が帝國の雄圖を妨げ、兵力干渉を以て東洋の霸權を奪はむとすることあるも、我れは外交の機略を用ひて巧みに列國を操縱し、天下の治亂動靜は宜しく談笑の間に於て處決せずむばあるべからず。

○政治兵備及經濟

されば次代の國民たる者、將來如何なる方法を以て、我帝國をして世界の上に横行闊歩せしむるを得べきか。政治兵備の事業を整理し、國務機關の編制を尙充分に擴張し、大に海陸の軍備を修めて、歐洲諸強國をして我邦に一步も加ふる能はざらしむるは目下の急務にして、尙其上に國民は宜しく國力を培養し、盛に殖産の事業を興して、國家繁榮の一大基本を無窮に樹立するの要あり。

○物質的と精神的

夫れ此の如く農工商は國家の富強を助成するに必要欠くべからざるものなれども、物質的の文明を大に扶植するの外、學術、美術、教育等、すべて精神的文明の要素を充分に育成し、有形無形相待ちて、此の絶東の帝國に二十世紀開化の光を諸君は發揚せざるべからず。

○上京の必要

いづれにしても、這般の事業に従はむと欲する者は、皆高等の學校に入りて、三年乃至十幾年の課業を修むるの必要ありて、而して上は大學より陸海軍の諸學校、商業學校、工業學校、美術學校等、官立の高等諸學校は勿論、法律、醫學、文學等、

私立の専門各學校は、概して輦轂の下に在りて精秀善美を極められたれば、今日にては何人も一たび東京に出でたる上にて、其志す所の課業を修習せずはあるべからず。勿論昨年各地方の尋常中學校に實科を加へられ、又彼の高等中學校は悉皆高等學校の組織に改まりて、地方に於ても醫學若くは法學を修むる能はざるにはあらざれども、尙且専門の學科を修めて其蘊奥を極めむと欲せば、一度は輦轂の下に來りて、其志業を果さざるを得ざるの場合多かるべし。

斯くて遊學をなさむとするにも、學科の撰擇、學費の概算、學校の決定、其外の學事の要領に通じたる後上京するにあらざれば、時としては甚だしき迷ひに陥ることあるべく、過失百出、折角の希望も一朝にして水泡に歸し、其終身を誤ることさへ往々免れざるが故に、吾人は是等遊學者に東京學事の實況を示さむが爲め、例に依りて茲に本書を發行し、冀くは諸君の爲めに前途の指導者となりて、聊か讀者に遊學上の注意と助言とを與へむとするなり。

第二章 上京の準備

○學資供給の本源

諸君。諸君が上京前、先づ遊學の準備としてこれが注意を怠るまじきは諸君の資力は何程の時日を東京に送り得べきか、學資供給の源は充分確かなる根據ありて、中止の憂なかるべきかといふ、其緻密なる考慮に在り。

従來遊學者諸君の中には、學資供給の道なきに、只漫然たる空想を其唯一の綱として、目的もなく上京し、廣き東京の事なれば、如何なる職務を執りてなりと身過ぎの出来まじき道理なしと、僅に些少なる旅費を手にして、大都の中央に飛出だし、忽ちにして轆轤不遇、辛き目に逢うて如何ともしがたき場合に陥る者、往々慙きにあらざりき。

勿論明治の初年にありては、食客幾十人を誇る大祿の人も多かりしが、それは戦争後幾程もなき間の事にして、豪華を競ふ官吏及び軍人社會に行はれたる一時の現象に過ぎざりしなり。

爾後歲月を経る幾星霜、次第に秩序を回復して、家政を整理することゝなるや、

固より用事なき食客を多く留め置くべき必要もなければ、夫々手配して職に就かしめ、新來の書生は、盡く體能く謝絶して、復再び用ゆる所なきが故に、今や舊時の方法にては、諸君も東京の大都に留まり、以て修學の目的を容易に達し得べくもあらず。

さらば、新聞、牛乳を配りてなりと、其勞役の餘暇を以て學問すべしなど、強がるもあらむが、是亦餘程の決心と非常の辛抱を要する事にて、かよわき少年には、到底成遂げ得られむ筈なし。

又稍々學力ありて年齢も長じ、其郷里にては將來に最も望みありと言はるる者に、小學教員の職務位は儘に出来るると他人も言ひ、又自らも信ずるが故に、寧ろ東京に出で、小學校の助教位の所に住み込み、且つ教へ且つ學んで志望を果すべしなど、匆卒にも郷里を立ち去る者もあらむか。假令僥倖にして萬一にも需要の口を得るとしても、皆非常に忙はしくして講學の餘暇を許さざれば、少年諸子が當初の望みを達せむこと中々六ヶ敷き限りなるべし。依ては何事はさて置きて、先づ學資供給の道を立て、然る後に遊學の手筈に取掛かること肝要なるべし。

○學科豫定の必要

これに反して一方には學資支出に毫末も憂慮を要せざる側の、所謂素封家の子弟にありて免れがたき缺點は、即ち目的を定めずして只漫然と上京し、遊學數年、遂に遊蕩の社會に墮落し、何の爲す事もなく日を送りて、非常の迷惑をこれが父兄に及ぼすことの多きは是れなり。

又將來の目的を確定して出でたる者も、在京中に様々思想の變換を來たし、朝に法律を學ぶと思へば、又夕には兵學に志し、今日實業を目的として鋭意勉學しつつあるも、更に明日は文學に望みを轉ぜざとも限るべからず。

○目的變更の弊害

附和雷動、流行を趁うて屢々目的を變じ易きは、少年者流に免れがたき一大弊習には相違なきも、是等は、學業未熟にして、思想の定まらざる中に來京したるに原因すること多ければ、未だ遊學の必要もなき少年を、漫然東京に送ることは極めて危険なりと謂はざるべからず。

○少年誘惑の原因

これに加ふるに東京は兎に角百八十餘萬の大都なれば、耳に入り目に入る所のものは、悉皆誘惑の種子ならざるはなく、爲めに餘程の着實なる老成人も、時としては岐路に陥迷ふこと尠なからねば、況してや血氣定まらざる少壯子弟を簸弄して、之を誘ふも亦免れがたきことなるをや。

有心無心おのづから世間の刺戟は少年を岐路に誘ふの種子なるに、これを監督し掣肘すべき父兄は、山海幾百里の遠きを隔て居ることなれば、意馬心猿の狂ふ所、嗚呼復た何物かこれを遮ぎらむ。

西に迷ひ東に漂ひ、蹉跎澎湃たる直中たゞなかにありて、遂には恐るべき波浪の爲めに、幾百千丈とも底知れぬ所に埋没し了せられたる、世間幾多の少年が絶えず續出する事情を思へば、余は遊學者自身の爲め、又其父兄諸氏に向ひて、深く將來を警戒するの必要なるを感せずむばあらず。

○府縣中學の經由

それには子弟を東京に來學せしむるの前に當りて、府縣△△△△の中學校其他に於て充分思想を發達せしめ、氣質確定して、容易に動かざる時に及びて、大都に遊學せしむ

る外に復良策もあらざるべし。

一體地方の人達は、餘りに東京を買被り、東京といへば萬般の學事全く整頓して、善美を盡したるものゝやうに想像するが常なれども、高等専門の學科は扱置き、中等教育に至りては、却て府縣の中學に數歩を譲るの觀なきにあらず。勿論外國語は、多少府縣の學校に優れる所あるべきも、普通の學科に至りては、府縣の中學に比して其優劣は如何あらんか。組織は中學の制度に據るも、其學校に片手間の腰掛教師多き限りは、到底充分満足なる教授を望むべくもあらず。依て諸君は、中學だけは、却て府縣の學校に於て卒業せらるゝ方利益なるべし。

第三章 學費の概算

○學費總額の豫算

次に學費の豫算を示すに、多きは一ヶ月拾貳圓、又少くも六圓を多く下らざる範圍に於て、毎年十ヶ月間の支出を標準とするときは、一ヶ年間百貳拾圓乃至六拾圓を以て其總額となすを得べし。

一年十ヶ月を以てこれが尺度となし、所以は、毎年いづれの學校も、七月十一日より九月十日に至るの六十二日間を夏季休業となすが多く、而して遊學の學生は、此期に於て歸省若くは旅行して、多くは東京に在らざるが故に、この二ヶ月を控除して學費を算定したるものなり。

尤も私立の學校の中には、間々休業を一ヶ月と定めし學校もあるべけれど、是等は甚だ少くして、普通の學校は皆概ね二ヶ月間の休暇をなせり。教員生徒は、此時を以て僅に郷里に定省し、若くは烟霞の地に去りて、以て一年の苦を慰め勞を醫すべき時なるが故に、これを二ヶ月と算定せるも、強ち故なきにはあらざるべし。さて又毎月の修學費用は、これを充分に見積りて拾二圓とすと雖も、被服料等臨時の豫算を全く控除するときは、月額拾圓にて事足るべく、最低六圓の中を取りて月額八圓の供給を受ければ何の不自由をも感ぜざるべし。

余は諸君の参考に供へむが爲め、試みに今其費目を舉げ來りて、一々必要の度を示し、以て愈遊學を實行せらるべき手引きをなさむに、其支出額の中に於て、先づ第一に必要なるは即ち入學の東脩なるべし。

○東脩 又は 入校金

私立の學校にては、生徒入學の際に於て、東脩又は入校金と稱するものを徴收し、官立學校に於ては、東脩なるものを受けざる代りに、入學試験料を要するもの多きが故に、いづれにしても第一に、諸君は此種の入校金を徴收せられざるべからず。

尤もこれは入學の際、一度に限るものにして、毎月納むるにもあらざれば、格別學費の支出に對して影響あるにもあらざれど、其東脩の定額は、先づ壹圓を限りとし、官立學校の場合に於ては壹圓乃至三圓の試験料を要するなるべし。

帝國大學	入學受驗料	金五圓	授業料	月額	金貳圓五拾錢
高等學校	同	金三圓	同	月額	金壹圓五拾錢
高等商業學校	同	金三圓	同	年額	金貳拾五圓
東京工業學校	同	金壹圓	同	年額	金拾五圓
東京美術學校	同	金壹圓	同	年額	金拾圓
東京專門學校	東脩	金壹圓	同	年額	金拾九圓
明治法律學校	入校金	金壹圓	月謝	金壹圓	
東京法學院	東脩	金壹圓	授業料	年額	金拾壹圓
慶應義塾	入社金	金三圓	同	月額	金壹圓七拾五錢
國民英學會	入會金	金壹圓	月謝	金壹圓	

東京佛語學校	東倍	金壹圓	同	金壹圓貳拾錢
獨逸語學校	同	金壹圓	同	金壹圓
東京商業學校	同	金壹圓	同	金壹圓

○月謝 又は 授業料

次は毎月の月謝にして、私立學校は一般に通例壹圓を定額とし、官立學校にては授業料として毎月壹圓乃至貳圓若しくは貳圓五拾錢を定日に於て徴收し、これが納附を怠れば、保證人をして代納せしむ。尤も官立學校にては、授業料をば一ケ年拾圓、拾五圓、貳拾五圓の數種に定め、夏期休業の二ヶ月を除き、其餘の十ヶ月に配當して分納せしむるが常なれど、高等商業學校にてはこれを春秋二期に分ち、美術學校にては年額を四期に分ちて納めしむ。

○月俸 及び 下宿料

次は毎月の月俸にして、これは學校の寄宿舎に住するもの、食料及び宿料として納むる所のものに係り、又市中の下宿屋より通學するものは、下宿料としてこれを支拂はざるべからず。

而して通例寄宿舎にては三圓前後の月俸を納め、下宿屋にては三圓乃至四圓前後の下宿料を拂ふを例とせり。

月俸若しくは下宿料の中には、座敷料をも含有し、通例それにて毎月の食費宿料とも支ふるを得れども、尙此外に塾費として拾錢乃至貳拾錢、若しくは校費教場費として、これに相當せる月額を徴收せらるゝ所あるべし。但し其様なる學校にては、却て月俸の方に於て其負擔を低額に止め、又彼の座敷料として壹圓乃至五拾錢を求むる所の下宿屋にては、食料として最低額僅に三圓を受くるが故に、いづれにしても諸君の負擔に格別相違する所なかるべきか。

此外寄宿舎下宿屋に於て諸君の擔當すべきものは、石油と炭代の二つなるが、これは一ヶ月五拾錢前後と算すれば澤山なるべく、夏季に際しては炭代に於て輕減するを得るが故に、石油のみとなれば二十錢前後と算當して然るべきか。

○書籍 及 筆墨 紙料

さて其次に必要なものは、筆墨紙料、書籍費なるが、書籍といふも格別に高價なるものにあらざれば、年額拾圓にして事足るべく、筆墨紙料をこれに見込みて月額貳

圓位もあらば、郵便料や其外は此餘りにて充分なるべく、別に雜費の壹圓もあらば、諸君は焼芋豌豆の買食ひに小遣錢の豊かを誇り、又は新聞雜誌など毎朝食後窓前に披きて餘裕を示すことを得べきか。

○制服制帽調製費

尙此外に官立の學校ならば、制服を着用するの例なるが、冬服にても六七圓、夏服ならば五圓未滿、制帽の價壹圓に滿たず。外套八圓として、靴、靴下、襯衣、股引等五圓もあらば、普通の身装をなすを得べきか。

併しそれとても、一ヶ年冬夏の二季に於て僅か二回、夏は外套を用ふるを要せず、其服裝も輕便なれば、大に費額をも減ずるなるべく、而して諸君も上京後直ちに官立の學校に入學するといふ譯にもあらねば、斯かる制服の出費を言立て、都下の事情に不案内なる父兄を奇貨として威嚇するなど、さる不都合はなさぬものぞ。

東京遊學の書生の中には、無闇に書籍の購求を名として、一度に拾圓以上の費用を臨時に取寄する不埒者あり。醫學生などは、器械の購求若くは顯微鏡の必要を言立て、大枚五拾圓など、いふ觸れ込みをなして父兄を驚かし、尙且つそれにて

満足せず、病氣大至急金送れ、爲替は電信にてと迫り、種々様々の口實を以て、遊蕩上の軍用金を徵發する者も多けれど、是等は却て遊學の中止歸省を促す種にて、事實暴露の曉には、學費停止の原因となるべきものなれば謹み給へ。

尙又多くの書生の中には、衣服を飾り、酒食に耽り、月額拾五圓以上を要して、紳士を氣取れる者甚きにあらねど、遊ぶに忙がしきものは勉強の暇なく、是等の書生が學校に於ける坐席の低きに過ぎたると、缺席日數の多きとは、決して諸君が見習ふべき良き儀範にはあらざるべし。

これを要するに成業の日までは、諸君は嚴正なる學生の低級生活を成遂ぐべくして、決して絹布の衣服を纏ひ、時計、持物に綺羅を飾り、偽造紳士の境遇に落ちて、素志を失ふが如きことあるべからず。

遊學數年、諸君にして此心得を失はざる限りは、高等諸學校は謂ふも更なり、よし大學の課程に進むも、諸君は月額拾圓を以て豊かに其業を卒るを得べし。

○年額及月額の比較

今左に學費を通算して、夏期休業の二ヶ月を省き、斯くして年額月額の比較をな

すときは、左の計數を得るなるべく、是に由て之を觀るに、諸君は來學の初めに於ては、僅に月額六七圓の學費を以て二三年を維持することは容易なるべく、次第に學業の進むに従ひ、多少の増額を要すとするも、月額八圓より拾圓までの範圍に於て生活を成し得ることは難からざるべし。

授業料	月額	金壹圓乃至貳圓五拾錢	年額	金拾圓乃至貳拾五圓
寄宿料	同	金三圓乃至四圓五拾錢	同	金三拾圓乃至四拾五圓
書籍費	同	金壹圓	同	金拾圓
筆墨紙料	同	金五拾錢乃至壹圓	同	金五圓乃至拾圓
諸雜費	同	金五拾錢乃至壹圓	同	金五圓乃至金拾圓
總額	同	金六圓乃至拾圓	同	金六拾圓乃至百圓

勿論此外に、入學金壹圓以上を要するも、これは一時の事なれば、別途支出として算すべく、官立學校に入りたる後は、被服料として一年拾圓乃至貳拾圓を要するも、是等は成業に近き頃の別途豫算に過ぎざれば、斯許りの費用は惜むに足らず、父兄諸君も喜びてこれを出だすに吝ならざるべく、卿等も苦學の褒賞として、其位の要求を提出するに何の遠慮には及ばざるべし。

○郵便爲替と通運便

尙學費の定額は、毎月郵便爲替若くは通運早達便を以て送りて貰はるゝが宜しかるべく、間々多くの學生の中には、數月若くは二三月の學費を一時に受取らむと求むる者もあるべきが、これは却て浪費か遊蕩に陥るの端緒となりて、身を持潰す手始めなるべし。

尙最良の策といふは、父兄諸君は當人に決して直接に送金せず、面倒ながら此件は宜しく證人に囑托して、その必要のあるたびに、當人よりの請求を聽き、至當と認めたる範圍内に於て支辨して貰ふこと萬全の策なり。

斯くては多くの人の中には、往々證人干涉の煩に堪へずとの苦情もあらむが、干涉の弊と自由の弊と利害いづれか多かるべき。

第四章 修業の年限

○學科卒業の年限

上京の準備、學費の概算と、共に諸君の一考すべきは、上京の後、成規の學科を

履修するに、凡そ何程の年月を要すべきかに在り。勿論専門の學校に入學せらるる前に於て、普通の學科を修めむが爲め、尋常中學校を程度とせる豫備科若くは受験科の中等教育を受くるを要し、是等の學校を卒業するには左の年限を要すれども、諸君が豫め地方に於て優等生として尋常中學校を經由せられたるものならば、都合よくゆけば、直ちに高等の學校に入りて學ぶを得べく、然らざるも、英漢數の三科に於て長足の進歩をなしたる少年は、出京の後豫備科に於て定規の學期學年よりは尙幾分か短日月の間に受験科を卒るを得べし。

東京府尋常中學校	本科	五ケ年
同城北尋常中學校	同	五ケ年
日本中學校	豫科	一ケ年
東京府開成尋常中學校	豫科	六ケ月
錦城學校	同	一ケ年
郁文館	正科	五ケ年
成城學校	豫科	二ケ年
獨逸協會學校	補充科	一ケ年
商工中學校	本科	五ケ年
東京府尋常中學校	本科	五ケ年
同城北尋常中學校	同	五ケ年
日本中學校	本科	五ケ年
東京府開成尋常中學校	同	五ケ年
錦城學校	同	五ケ年
郁文館	別科	一ケ年
成城學校	青年科	四ケ年
獨逸協會學校	補充科	一ケ年
商工中學校	本科	五ケ年

正則尋常中學校 豫科 二ケ年 本科 五ケ年

是に依て之を見れば、豫備の受験科を卒業するに、通例五ケ年以内を要し、如何に早くとも三ケ年を要するものなるが、こは是れ高等官立の學校に入るの準備に止まり、私立の専門科へ進まんとせば、一年か長くも三年の課程を卒れば、優に入學し得るの資格を受くべし。

○分科大學と大學院

さて愈々高等なる官立學校に入りたる上にも、其卒業には少からざる時日を費さざるを得ずして、尙其上に分科大學に入りて、こゝに三年若くは四年の歲月を送り、進みて大學院に入りてこれを終らむとせば、大抵三十歳以上の年齢に達せざるべからず。博士の稱號を買ひ得て社會の上流に立たむとするには、抑も困難なる次第にあらずや。

尋常中學校	五ケ年
高等學校	豫科 二ケ年 本科 三ケ年
帝國分科大學	法科、醫科各四ケ年 工科、理科、文科、農科、藥學科 各三ケ年
帝國大學院	研究科 五ケ年以上

通計 十九ヶ年乃至十八ヶ年

○學習院と華族女學校

學習院の如きものは、普通の學校と其趣の異なる所多きことは謂ふまでもなき所なるが、尙小學科を卒業して、大學科までの成業には、前後十八年の長日月を學窓の下に送るを要し、上流貴族の子弟にありては、少からざる苦學なるべし。

學習院 初等學科 六ヶ年 中等學科 六ヶ年 高等學科 三ヶ年
大學科 三ヶ年 通計 十八ヶ年
華族女學校 初等高等小學科 各三ヶ年 初等高等中學科 各三ヶ年 通計 十二ヶ年

○陸海軍の諸學校

陸海軍諸兵科の學校は、其豫備科より通算すれば、初級士官となる迄には、殆ど十年の歲月を費し、尙陸海軍大學を卒りて高級士官となるまでには、前後屢々經歷を積み、十八九年の星霜を軍隊生活に要すべし。
成城學校 豫科 二ヶ年 青年科 三ヶ年
陸軍幼年學校 三ヶ年
陸軍士官學校 一ヶ年半
通計 九ヶ年乃至七ヶ年

海軍豫備校 三ヶ年乃至五ヶ年
海軍兵學校 四ヶ年
海軍機關學校 四ヶ年
通計 八ヶ年乃至七ヶ年

○官立高等諸學校

尙他の官立學校の修業年限を示すときは、概ね次に示すが如く、これに受験料を合算すれば、七八年の歲月を要せむ。

高等師範學校 文科理科 各三ヶ年
女子高等師範學校 四ヶ年
高等商業學校 豫科 一ヶ年 本科 三ヶ年
東京工業學校 化學工藝部、機械工藝部、本科 各三ヶ年 現業實習 各一ヶ年
東京商船學校 航海科 五ヶ年 機關科 五ヶ年
東京郵便電信學校 郵便科 二ヶ年 電信科 二ヶ年
東京美術學校 豫備科 一ヶ年 各本科 四ヶ年

○私立専門各學校

私立の各種専門學校は、概ね三年前後を以て其年限となすものにて、長きも五年を出づるものは、寥々數ふるに足らざる程にて、又短きも二年を下るは、是亦珍ら

しき所なるべし。されば豫備科を合算するも、多くは五ヶ年にして成業すべく、又當人の心掛け次第に依りて、三年の時日を學窓に送るときは、大抵卒業の成果を得て、故郷に歸ることを得べきか。

東京専門學校	政治科、法律科、行政科、文學科、各三ヶ年		
明治法律學校	法律科 三ヶ年		
東京法學院	英語法學科、邦語法學科 各三ヶ年		
專修學校	法律科、理財科、政治科 各三ヶ年		
和佛法律學校	佛語法律科、邦語法律科 各三ヶ年		
慶應義塾	正科 五ヶ年	別科 四ヶ年	専門科 各三ヶ年
國民英學會	譯讀科 二年半	正科文學科各一ヶ年	夜學科 二ヶ年
哲學館	普通科 三ヶ年	専門科 二ヶ年	
東京物理學校	三ヶ年		豫備科 三ヶ年
攻玉社	幼年科 四ヶ年	青年科 五ヶ年	
濟生學舎	醫科 三ヶ年	藥學科 二ヶ年	
藥學校	二ヶ年		
東京商業學校	簿科 一ヶ年	本科 二ヶ年	
東京工手學校	土木、機械、電工、造家、造船、採礦、冶金、舍密、各科 各二ヶ年		

第五章 着京の注意

さて、愈々中學も卒り、思想も確定して、此分ならば都下に出だすも間違ながらむどの見込も立ち、且つ其成績にして東京に差送るも、容易に高等なる學校へ入學し得る資格を具へたらば、本人も充分東京遊學の必要なるを申出づべく、父兄も安心して其勇ましき出發を助け、そをして來京の途に就かしむるは、寧ろ年來の希望なるべく、又父兄の義務なるべし。

○東京遊學の季節

斯くて愈々遊學とこゝに相談整はし、熟々本人の目途を尋ねて誤りなきや否やを確かめ、それを見込みたる學校の學年若くは學期の初めに、先づ半月の餘裕を置きて郷里を立たしむること良策たるべし。

○各學校の學年學期

學年といふは、多くの場合九月十一日より起算して、翌年七月十日に至る十ヶ月間を指すものにて、これを二分し、三分して、幾學期となすが通例なれど、又其中には、曆年を以て稀れには學年の標準とし、若くは四月一日より始むる所もあるべし。

ければ、是等は、本書の中編に於ける各學校の規則を見て其消息を知るべきなり。官立學校にては、毎學年の終りに於て、次年度の新入生を試験してこれを入學せしむると、偶々補充試験をなして臨時に募集することゝ、この二つの外、如何なる時も決して入學をば許さざれば、時期を失うて悔み給ふな。

私立學校は、多くの場合只の一人にても試験して、或は全く試験なしに、入學せしむる慣例なれど、中途入學は損ありて益なく、時としては、次の學期に又修學を繰返す場合も起るべきが故に、相成るべくは、是れも亦學年始業の初めに於て、入學せらるゝが利益なるべし。

○旅行中の身邊警戒

かくて遊學の季節に迫らば、愈々諸君は愛すべき郷里を出で立ちて、雄々しくも此東京に來るならむが、到着したる後は、先づ第一に親戚、又は知合ひの懇意の家を訪はるゝなるべく、然らざれば旅宿を求めてこれに投宿せらるゝならむが、途中は謂ふまでもなく、涼車の中、若くは停車場の如き人込みの所に於ては、たゞ 恠摸其外の惡漢に狙はれぬやう氣を着け給へ。

恠摸なるものは、人の懐中にある紙入は勿論、袂たもとの中の蠶蝦口までも、何時しか知らぬ間に抜き取ることに、夫れは、諸君の驚く程巧者なものなり。涼車にて側に在る男には、すべて寸毫も油斷なく、話しの間にもウカとして手に乗ることはし給ふべからず。

又着京後、各繪草紙屋の前に立ちて、日清戦争の錦繪を眺め、又は寫眞屋の店頭うらに立ちて、名譽の討死をなせる將校士卒の撮影等に現を抜かし、之を購はむとして懐中に手を入るゝときは、早やすでに恠摸の持行きたる跡にして、悔むも甲斐なき事あれば、これには充分に用意をなして、警戒怠りあるべからず。

○着京後の乗車注意

又着京の際、若くは當座は、容易に車には乗らぬことゝし、若し乗るならば彼等の求むる其半價以下を標準として、これなら乗つて行くといふやうになすべし。不知案内と見るときは、無闇に法外なる掛値を吹き掛け、又は先方へ着きたる時、増錢を請求せらるゝことあれば、罷り間違は、交番の巡查へ引渡して遣り給へ。

○鐵道馬車と勸工場

これに反して便利なるは、即ち鐵道馬車にして、新橋以北日本橋まで、又日本橋を中心として萬世橋及び淺草橋、淺草橋より上野三橋、上野三橋より萬世橋、これを各々一區として一區貳錢、半區ならば僅に壹錢、場所に依りては、別に割引の往復切符もあれば、此間の路を行くには鐵道馬車に乗るを以て最も便利多しとす。

尙此鐵道馬車と共に、諸君に今一つ都合よきは、東京市中到る處に宏大なる共同的販賣店の設けありて、所謂勸工場と名けられ、これに入るときは諸君の需要品何一つとして存せざるなく、尙又是等物品には、一々懸直なしの正札ありて、押問答の煩累なく、又此處彼處とまごつきたる上、高く買被るの危険を免れむ。桐の精良なる机にても、勸工場にては金五拾錢乃至壹圓を投ずれば、諸君は容易に手に入れ得べく、又上等の本箱なども、三拾錢より六拾錢迄の範圍に於て、好むものを自由に購買するを得て、其廉價なる驚くに堪へたり。又夜具、布團など必要の品も、諸君は新しく作るに及ばず、すでに恰好に出來たるものにて、却て縞柄の上等なるもの、三四圓ならば何人に示すも恥かしく思はれざる、隨意のものを得るに難からざるべし。

○寄宿舎と下宿屋

さて此次は、宿所に就て諸君の注意を促すべきが、是れには學校の寄宿舎と、市中の下宿屋の二類ありて、共に等しく學生の住居に供ふべきものなるが、規律正しき學校ならば、寧ろ寄宿舎の方を取るべく、然らざれば風儀よき下宿屋を撰びて、これに居るを諸君の得策なりと考ふ。

○風儀振肅の良策

勿論これにはいづれとも多少の弊害附纏ひ、殊には下宿屋の方に於ては、風紀監督の機制を缺きて、其少年を導きて懦弱怠慢とならしむる虞最も大なれば、父兄の懇意なる所に寄宿せしむるを最も安全なる方法となし、殊には女子の遊學には此方法を執ることの頗る困難なる場合に於ては、寧ろ斷然遊學をなさしめざるの優れるに若かず。

朝寢、夜深し、夜遊びの如き、下宿屋にては如何やうにも締りの附けやうのなき所、而して是等は追々に各少年をして品行と風儀を亂さしむる原因なるが、親戚懇意の家ならば、遠慮といふことありて、大に其邊の慣習を防ぎ得ることもあるべき

か。

○宿所撰定の標準

又衛生の上よりして、宿所に就て撰定の標準如何をこゝに示せば、脚氣、肺病、腸室挾斯、赤痢、虎列刺の如き、恐るべき病の多く流行するは、空氣の流通不良なる市街に於てするものにして、飲用水の汚濁なる、溝渠下水の停滞せる、皆悉く病毒を蔓延せしむるの原因たり。然るに此種の病原は、多く卑濕なる地方にありて、高燥なる所に於ては、自ら稀なれば、心あるものは、高地を求めてこれが宿所を撰定し、番町、九段、本郷、駒込、牛込、小石川、麻布、三田臺等の中より其學校に通ふが多し。此邊の地は東京にて所謂山の手と稱する所にて、下谷、淺草、本所、深川、其他京橋日本橋區の所謂下町は寄宿上思はしからぬ所なり。

○保證人及其資格

次に諸君の豫め考へ置くべきは證人の事なり。證人といふは、在學中父兄に代りて諸君の爲めに萬事公邊の世話をなし、其學校に對しては、一切諸君の身の上を堅く引受くる者なれば、これに向ひて何分の依托をなすべきは固よりの事なり。

私立の學校なれば、格別證人の資格に付て種々の注文はなさいれども、官立學校は、一般に其取捨を嚴重にし、先づ大抵が正副二人とも立つるを要す。勿論其中一人は郡部に住するも差問なけれど、他の一人は市中に住居し、共に東京府の公民にして、土地若くは家屋を有し、一家の生計を立つるものとか、成年以上の男子とか、學校によりて皆夫々資格の定めあるものなれば、各學校に就て一々其邊は質さるゝがよし。

不注意なる人々の中には、入學に就て證人を要するものなることを知らず、上京の後、これを得るに困しむ場合多しと聞けば、諸君は成るべく郷里にある中に豫め打合せ置きて來學せらるゝを必要とす。

東京公民にして、土地若くは家屋を有する人々を學校證人と定むることは、地方に於ては父兄諸君も大に困難なることもあらむか。さる場合には、在京の父兄の親戚朋友に依頼し其人達より知邊の人へ又々依頼して貰ふがよからむ。一家の生計を立つるといふは、勿論一戸を立つる者にて、寄宿若くは同居籍の身柄の人にては間に合はずと知るべし。

第六章 學生の心得

○品行上の注意

さて又上京の後に於て諸君が最も注意すべきは品行上の事なるべし。郷里に居らるゝ頃は、何事によらず諸君の身邊を附纏ふもの、皆緊密の關係ありて、無形の監督者たる地位に居れども、一旦東京に出でらるゝに於ては、全く孤立の境界となりて、一身の自由なるとは、なか／＼想像の及ぶ所にあらず。されば東京遊學生にして、少しく規律なき者は、他に監督者のなきに乗じて、品行を持壞す者も多きぞかし。

それとも都慣れぬ間はまだしもなれど、漸く學校にも朋輩ができ、相往來するに至りては、意外の邊よりして飛んでもなき方角へ連れ出され、在學八年、雨に風に頻りと勉強の効見えて、遂に或意味の博士となりしも、其代りには、肝腎の本科は無難に落第して、すごとく故郷に歸り行くとんだドラ息子もありとかや。依ては前にも言ひし如く、傍に監督者のなき限りは、諸君自らが監督者となりて、決して郷を

出でし時の志を忘れず、一心不亂となりて進まるゝがよし。

○衛生上の注意

又品行方正にして、學業も始終優等の地位を占むる生徒に在りては、親達の心配少くして仕合せなれど、斯かる少年は、健康の點に於て思はぬ失敗を取り、空しく千載の憾みを呑んで中途に倒るゝ者殊に多し。

其病症の中に於て最も危険なるは肺結核にて、肺癆又は癆瘵と名づく。殊に此病は怖るべき傳染性ありて、其病原は結核バチルスといふ有機物なれば、患者に近づかぬやうにせらるゝぞよき。肺結核は又感冒の際これに侵さるゝこと多く、其結核の初期と風邪とは容易に鑑別しがたきが故に、風引かぬやうに用心し給へ。

次に學生の恐るべきは夏季の脚氣症にして、一たび心臓の痲痺に陥るときは、最早醫藥の及ばざる危険の病なれば、注意して豫防に力を盡さるゝがよし。是に罹らざる前に於ては、所謂卑濕なる下町を避けて、地勢の高燥なる山の手に宿所を定むるが肝要なれども、すでに病患に罹りたる以上は轉地療養を第一として、郷里又は函根輕井澤其他の山間に退くをよしとす。六七月の交は、各學校にて學年試験

の際なれば、それに引かされて都下に留まり、遂に挽回すべからざる危険に陥る者最も多し。それも當人の身に取りてはサラ／＼無理のなき事なれども、如何に重要なる學年試験も身には換へがたきことなれば、此種の病患に罹りたらば早く手當をして療治をせらるゝが肝要なるべし。

尙他に注意すべきものは學生社會に行はるゝ消化機諸病なるべきが、其原因の重なる者は運動の不足にあるが故に、諸君は成るべく運動せらるゝが必要なり。書生の常として、單に食物にのみ注意すれども、運動不足なるときは消化充分ならざるが故に、滋養の食物も、身體營養の功を奏せむこと難からむ。之を思へば運動は衛生の秘訣にあらずや。

○交際上の注意

又遊學中は、同窓若くは其他の緣故よりして、種々の人と交際するに至るべし。蓋し良友は或點に於ては同胞骨肉も遙に及ばざる眞情ありて、藝能に於ては相共に磨勵切磋の利器となり、社會に處しては相共に左提右携の伴侶となり、吉凶相慶弔し、禍福相訪問し、變故に遭うて其交を易へず、患難に際して其節を變ぜず、其樂

は筆舌の容易に盡すべきにあらずして、之なくむば人生は枯瘦落窶たる林中に立つと殆ど同様の感あるべし。されば、諸君も全力を盡して良友を求むるは可なれども、詰らぬ友達を搜し當てし失敗を取るは甚だ不可なり。凡そ朋友に、飲食の友あり、遊戯の友あり。是等も交友には相違なければ、諸君も交はるに相當の禮を以てして、狎れず褻さず、適度に附合ふがよけれども、尙此外に意氣を以て互に相許す所の友、即ち眞實の友を得ざるべからず。若し誤りて他の假面を被りて來る所の偽似者を買被るときは、知らず識らずこれが感化を受けて相墮落するに至るべし。

若夫れ東京に遊學する者、事に觸れ物に感じ、氣を撃たれ、目を眩まされ、其適從する所を知るべからざる場合に至らば、靜に沈思瞑目して、父母が郷里に於て如何に眞率なる生活をなし、又日夕營々として誰が爲めにか田を耘り、何の爲めにか糸を繰るかを想へ。父母の辛苦は豈に諸君が花を城北の野に探り、月を都南の空に眺めて、空しく徒消すべき爲めならむや。

第七章 都下の學事

○東京市街の二大別

東京市街を通過してこれが地勢を區別すれば、稍高燥なる山の手と、最も卑濕なる下町と、この二大部に分つを得べし。

○低部市街と高部市街

前者は市街の西北を擁して、綠樹鬱蒼たる丘陵は、結構優美なる庭園と參差斷續相接し、此處には宏壯清雅なる日本風の邸宅が霞を帯びて連るれば、又彼處には森影に雄大峻拔高潔なる西洋風の赤煉瓦が旭に映じて輝くあり。皇城、官衙、兵營等、その建築の大なるものは皆此の高部地方にありて、學校、病院、教會等、公共の事に關するもの多くは山の手に散在せり。

又其後者は皇城の東南に向ひて遠く開け、碧瓦白壁豊を並べて東京灣に臨み、溝渠縱横、車馬絡繹、別に商業區の市街をなして物貨の往復盛んなり。

京橋、日本橋、芝、神田、下谷、淺草、本所及深川の八區は、下町といへる低部市街に屬するものにて、麻布、赤阪、麴町、四谷、牛込、小石川、及び本郷は、山

の手の高部市街に屬するものとす。

○官公私立學校の位置

神田芝の兩區は低部市街の中にあれども、山の手地方に接して此處に盛大の學校多く、慶應義塾、攻玉社、專修學校、法學院、明治法律學校、獨逸協會學校等、著名の私立學校ありて、正則尋常中學校、開成尋常中學校、錦城學校尋常中學、東京物理學校、東京商業學校、國民英學會及女子職業學校も、亦此區の中に屬せり。

この兩區と並び立ちて、學校の盛大なるもの多きは、本郷の一區とす。帝國大學、第一高等學校、高等師範學校及女子高等師範學校等、いづれも此區の中にありて、又私立學校には、濟生學舎、哲學館、郁文館等、有名の校舎も決して少なからず。其他、陸軍士官學校、陸軍幼年學校、及び陸軍戸山學校の牛込に於ける、學習院の四谷に於ける、華族女學校の麴町區に於ける、著名の官立學校は概ね山の手の高地にあれども、さりとて他の低地に官立の學校なしといふにあらず。即ち淺草の藏前には東京工業學校ありて、工業家を養成し、神田區一ツ橋通町には高等商業學校ありて盛んに商業の知識を授け、京橋區越前堀の海岸には東京商船學校ありて大

に海員を育成せり。

○官立學校の學事要領

今東京全都に於ける官立學校の要領を示さむが爲め、内閣統計課の調査に係る廿七年度の年報より、官立學校の位置教員及生徒の員數を此處に抜萃して掲ぐるときは、其大略左の如し。但高等師範學校及女子高等師範學校は、其附屬の學校の教員生徒員數をば悉皆控除せるものにして、第一高等學校よりは其醫學部の員數を省けり。勿論本書中篇に掲ぐる所の最近の調査とは多少の相違ありと知るべし。

學校名稱	學校所在	教師員數	生徒員數
帝國大學	本郷區元富士町	百六十五名	千三百八十七名
學習院	四谷區尾張町	七十三名	七百十七名
華族女學校	麹町區永田町	三十四名	三百八十一名
高等師範學校	本郷區湯島三丁目	二十九名	八十七名
女子高等師範學校	同	二十一名	八十三名
第一高等學校	本郷區向ヶ岡	六十八名	九百三十七名
高等商業學校	神田區一ツ橋通町	四十一名	三百二十四名
東京工業學校	淺草藏前	三十二名	二百九十二名

東京美術學校	上野公園地	三十二名	二百十四名
東京商船學校	京橋區越前堀	十名	百六十八名
東京郵便電信學校	芝公園地	八名	二百九十三名
東京盲啞學校	小石川區指ヶ谷町	九名	百十一名
陸軍大學校	四谷區青山北町	十六名	五十七名
陸軍士官學校	牛込區市ヶ谷	七十七名	三百五十八名
陸軍幼年學校	同	三十二名	二百四十八名
海軍大學校	京橋區築地	十七名	三十二名
海軍兵學校	廣島縣下江田島	四十九名	百一名
海軍機關學校	神奈川縣下横須賀	三十五名	三十九名

海軍兵學校及び海軍機關學校の如きは、勿論都下の學校にあらざと雖も、此處に併載して以て讀者の參考に供ふ。

○私立學校の學事要領

次に昨年の調査に係る東京府學事年報に據るときは、専門又は高等なる學科を教授するところの公私學校の位置教員生徒の員數は左の如し。勿論私立學校より府廳に届出でたる所の教員生徒數の如きは、中には誇大の報告もあるべく、且つ本書

中篇に掲ぐる所と大に相違せる所もあるべく、殊に教員の如きものは所謂各學校掛
持ちの教師を算入せるもあるべく、依ては教員生徒の多寡を以て直ちに其校の盛衰
良否を下する尺度となし難き場合なきにしもあらずと知るべし。

學校名稱	學校所在	教師員數	生徒員數
慶應義塾	芝區三田二丁目	五十二名	千八十八名
東京專門學校	南豐島郡早稻田戸塚村	四十一名	九百八十八名
東京法學院	神田區錦町二丁目	六十名	六百五十八名
明治法律學校	神田區南甲賀町	二十六名	八百六十八名
專修學校	神田區今川小路二丁目	五十四名	二百四十四名
和佛法律學校	麹町區富士見町六丁目	五十九名	六百六十六名
獨逸學協會學校	神田區西小川町一丁目	三十三名	三百九十五名
日本法律學校	麹町區飯田町五丁目	二十九名	二百名
濟生學會	本郷區湯島四丁目	二十五名	七百五十三名
東京商業學校	神田區錦町二丁目	二十名	三百八十五名
東京工手學校	京橋區南小田原町四丁目	四十名	四百七十二名
東京物理學校	神田區小川町	十一名	三百十三名
女子職業學校	神田區一ツ橋通町	二十一名	三百七十一名
成城學校	牛込區原町三丁目	三十五名	七百六十三名

海軍豫備校	麹町區元園町二丁目	十一名	二百三十五名
哲學館	本郷區駒込蓬萊町	十六名	百五十名
攻玉社	芝區新錢座町	五十名	五百五十三名
國民英學會	神田區錦町三丁目	十二名	四百四十七名
錦城學校	神田區錦町三丁目	十七名	三百三十八名
東京府尋常中學校	京橋區築地三丁目	二十九名	七百名
日本中學校	麹町區山元町一丁目	二十名	四百三十名
開成尋常中學校	神田區淡路町二丁目	二十四名	六百七十三名
城北尋常中學校	麹町區飯田町五丁目	十八名	二百八十三名
明治學院	麻布區白金今里町	十四名	百九名
青山學院	南豐島郡澁谷村	三十名	百三十三名
東京府高等女學校	京橋區南小田原町四丁目	十二名	二百二十二名
明治女學校	麹町區下六番町	二十四名	百三名
女子成立學校	神田區三崎町	二十一名	八十三名
東京女學館	麹町區三年町	十一名	三十五名
跡見女學校	小石川區柳町	十三名	百五十五名

尙此外英語獨逸語漢學數學等を教授する學校までを擧ぐるときは、各種學校の總
計は四百八十八の多きに上り、二千餘名の教師を以て三萬四千三百三名の生徒を養

第八章 學校の種類

此等多くの學校を其教育の目的と教授の學科課目によりて數種に彙類するときは、先づ其第一は文部省以下各官省の所轄に係る官立諸學校にして、其品類は左の如し。

○官立高等諸學校

帝國大學以下左の數校は、其規模廣大、建築壯麗、學科の完備せる、課目の深奥なる、又其校員の衆多にして教授の緻密高尙なる、我邦學校多しと雖も、決して此上に出づることなし。されば學術の秘蘊を究め、技藝の精微を盡さんとせば、帝國分科大學より進んで大學院に入り、登雪多年以て志望を達するか、然らざれば、高等商業學校以下の學校に入りて、以て専門の科を修め、多きは十年少くも本科三年の學科を修めて望む所を遂げざるべからず。

- 帝國大學
- 第一高等學校
- 高等師範學校
- 女子高等師範學校

- 高等商業學校
- 東京工業學校
- 東京美術學校
- 東京商船學校
- 東京郵便電信學校

此中帝國大學は年額五十三萬圓以上の經常費を要し、東京工業學校、高等商業學校等に至りても、一年の定額五萬圓に下らずといへば、其設備の完全して教科の精微なる、知るべきなり。

○學習院 華族女學校

學習院及華族女學校は宮内大臣の所轄にして、華族の子女を教育する所なり。殊に學習院は、他日文武の要職に立つに足るべき人材を養成し、別に大學の學科を設けて高尙なる教育を施しつゝあれば、亦高等の學校として屈指の中に數ふるを得べし。

- 陸軍大學校
- 海軍大學校
- 陸軍士官學校
- 陸軍幼年學校
- 陸軍戸山學校
- 陸軍砲工學校
- 海軍兵學校
- 海軍機關學校
- 陸軍大學校以下の諸學校は陸海軍省の所轄に屬し、他日帝國陸海軍士官以上の地に立ちて護國の大柄を握るべき將士を養成する所なり。
- 官立諸學校に對して嶄然民間に旗幟を立て、以て高等の學術技藝を教授するもの

を總稱して私立専門學校とす。

官立學校は莫大なる國費を以て設備をなし、其教師には有數の博學多識を網羅したれば、爲めに教授の方法も高尙精微を極めたれど、私立學校は日常の經費の財源に限りあれば、教授の學科、課目の程度は之を官立學校に比して更に幾等か下れるを見る。されども官立學校の本科を履修せんとせば、多くは尋常中學校卒業以上の學力を要し、これに入學を爲す迄には、地方或は都下に於て多年の準備を要するが故に、固より容易の事にあらず。隨つて中途に於て志業を挫折する虞れあれば、短き年月と多からざる學費を以て専門の學科を修めむとするものは、却て私立の學校に入りて志業を遂ぐる者殊に多し。

○私立専門各學校

- 東京専門學校
- 東京法學院
- 明治法律學校
- 專修學校
- 日本法律學校
- 和佛法律學校

東京専門學校等以下の學校は、東京に於て屈指の法律學校にして、三年を以て成業せしめ、判事、檢事、辯護士試験に應ぜむと欲する者は、此處に於て多くは法律

の學科を修めて、以て其職に就くを常とす。

但し是等の學校には政治理財の學科を設け、東京専門學校の如きは、別に文學の一科を設けて生徒を陶冶しつゝあれば、他日文官の試補となり銀行會社員の職に就き、又は文筆に従事して糊口を計らむとする者の、入りて學ぶには適當なるべし。

- 慶應義塾
- 攻玉社
- 國學院
- 哲學館
- 東京文學院
- 國語傳習所
- 國民英學會
- 東京佛語學校
- 獨逸語學校
- 東京物理學校
- 順天求合社
- 明治學院
- 慶應義塾以下の學校は、語學、文學、數學、理學、若くは哲學を教授する學校にして、中にも慶應義塾の如きは、別に大學部の專科を設けて、法律理財文科を教授し、高等數學には攻玉社あり、國語に於ける國學院、英語に於ける國民英學會、佛語及獨逸語に於ける東京佛語學校、及獨逸語學校等は、皆有數の學校なるべし。

- 濟生學會
- 東京顯微鏡院
- 工手學校
- 東京商業學校
- 東京農學校
- 水産傳習所
- 其他醫學を速成せんとするものには、濟生學會あり。顯微鏡に關する學藝を講習せんとするものには東京顯微鏡院あり、商業に於ける東京商業學校、工業に於ける

る工手學校、農業に於ける東京農學校、漁業及採藻に於ける水産傳習所の如きものは、是亦其道の者に取っては最も都合よき學校なり。

○公私中等諸學校

次に東京に最も多く、地方來學の少年が相争ふて赴く所は、尋常中學の程度に基き、英漢數の諸科目より物理化學地理歴史其他の普通科を授くるところの、公私の中等學校とす。

私立の専門學校に入りて學ばんとする者は、格別六ヶ敷き試験を要せず、稍高等なる普通學の知識を有する少年は、これが入學の許可を得るに格別六ヶ敷きとはなしと雖も、進んで官立の學校に入りて、大に學藝を磨かんと欲せば、是非尋常中學科の學科を卒りて、然る後に入校せざるを得ざるが故に、尙年若くして將來の大成を期する少年の、競ふて入學する所は此種の中等學校なりとす。

- 東京府尋常中學校 日本中學校 錦城學校尋常中學 東京府開成尋常中學校
- 尋常中學郁文館 東京府城北尋常中學校 正則尋常中學校 商工中學校
- 獨逸學協會學校尋常中學科

是等多くの學校は、尋常中學の中に於て優良のものと認められ、第一高等中學校、高等商業學校及び東京工業學校、東京美術學校其他の學校と聯絡し、學力優等なる卒業生は無試験にて直ちに官立學校へ入學し得るものにして、生徒の員數最も多く、校運日に月に盛大にして殆ど旭日の勢ひあり。

成城學校

海軍豫備校

其外上に掲ぐる所は、入學受験科を教授する中等學校にして、成城學校の如きものは、士官學校幼年學校其他の陸軍諸學校へ入學せむとする者の競ふて集まる所なれば、校運の盛なる其比を見ざる所なり。

○公私高等女學校

以上掲載する所、多くは男子の學校なるが、女子の爲めに高等なる學科を教授する所の、公私の學校を示すときは、左に數校を數ふるを得べし。

- 東京府高等女學校 東京女學館 明治女學校 女子成立學校
- 共立女子職業學校 跡見女學校 倚松園女塾
- 女子高等師範學校附屬高等女學校は、府下にて最も優良なる女學校の一に數へられ、これに次では東京府高等女學校といふものがあるが、卒業生は府縣立尋常師範學

校の女子部を卒業せるものと殆ど同等の待遇を受け、望みによりては學校の教員たるを得るの資格あり。

女子職業學校は女子に手藝を教授する最も著名なる學校にして、其成績の顯著なる評判遠近に嘖々たり。

其他東京女學館の貴女教育、跡見女學校、女子成立學校の國風教育、明治女學校の歐風教育、皆それ／＼に特質ありて、倚松園女塾も亦善良なる女塾の一なり。

中篇 各學校の規則 第一章 官立諸學校

帝國大學

帝國大學は、國家の須要に應ずる學術技藝を教授し、及び其蘊奥を攻究するを以て目的とし、大學院及分科大學を以て構成す。大學院は學術技藝の蘊奥を攻究し、分科大學は學術技藝の理論及應用を教授する所とす。

分科大學は法科大學、醫科大學、工科大學、文科大學、理科大學、及農科大學とす。分科大學の卒業生若くは之と同等の學力を有する者にして、大學院に入り、學術技藝の蘊奥を究めて、定規の試験を経たる者には、文部大臣に於て學位を授くべし。學位は博士及大博士の二等とす。

法科大學には法律學科、政治學科の二學科を置き、四箇年を以て各學科を修めしむ。學科及授業科目左の如し。

法律學科 憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、行政法、國際公法、國際私法、法制史、

比較法制史、羅馬法、英吉利法、佛蘭西法、獨逸法、法理學。

政治學科 憲法、經濟學、經濟史、財政學、統計學、國法學、政治學、政治史、行政法、國際公法、國

際私法、法制史、比較法制史、社會學、法理學、民法、商法、刑法。

第一章 官立諸學校

造家學科 (第一年) 數學、物理學、蒸汽機關、材料及構造強弱學、測量學、地質學、應用規矩、建築材料、家屋構造、建築沿革、住家、日本建築學、配景法、自在畫、圖式力學、實地測量、製圖及配景圖、意匠及製圖。(第二年) 衛生工學、裝飾法、日本建築學、特別家屋配置法、施工法、製造冶金學、地震學、自在畫、裝飾畫、意匠及製圖。(第三年) 實地演習、建築條例、裝飾畫、美學、自在畫、意匠及製圖、計畫及卒業論文。

應用化學科 (第一年) 礦物學、物理學、蒸汽機關、機械學、水力機、有機化學、定性分析、定量分析、應用化學、冶金學、物理實驗、機械製圖。(第二年) 家屋構造、應用化學、火藥學、冶金學、定量分析、工業分析、礦物識別、吹管分析、機械製圖。(第三年) 應用化學、化學史、試金術、製造冶金學、應用化學實驗、意匠及製圖、卒業論文。

火藥學科 (第一年) 數學、物理學、應用力學、材料及構造強弱學、機械學、蒸汽機關、火兵論、砲內彈道學、火藥學、有機化學、水力機、圖式力學、化學實驗、製圖。(第二年) 砲外彈道學、機械製造法、彈丸論、火工學、火藥學、應用化學、家屋構造、工藝經濟學、化學實驗、製圖。(第三年) 實地演習、爆裂藥、水雷學、特別講義、意匠及製圖、卒業論文。

探礦及冶金學科 (第一年) 探礦學、礦物學、冶金學、地質學、蒸汽機關、機械學、家屋構造、測量學、礦物識別、定性分析、製圖。(第二年) 地下測量、冶金學、鐵冶金學、撰礦學、水力機、礦物識別、試金術、吹管分析、定量分析。(第三年) 實地演習、鑛脈論、製造冶金學、鑛山法律、冶金實驗、工業實驗、探礦計畫、冶金計畫、鐵冶金計畫、卒業論文。

文科大學には哲學科、國文學科、漢學科、國史科、史學科、博言學科、英文學科、獨逸文學科、佛蘭西文學科の九學科を置き、各、三箇年の修業とす。學科課程左の

如し。

哲學科 (第一年) 哲學概論、西洋哲學史、史學、國文學、漢文學、生理學、理學(動物學若クハ地質學)、羅旬語、英語、獨逸語。(第二年) 西洋哲學史、論理學及知識論、社會學、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、印度哲學、心理學、倫理學、羅旬語(隨意)、獨逸語。(第三年) 美學及美術史、教育學、哲學、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、印度哲學、精神病論、哲學演習、獨逸語、此他倫理學、心理學(精神物理學)、社會學、希臘語の四課目中、一課目を撰修するものとす。

國文學科 (第一年) 哲學概論、史學、國史、法制史、國文學、漢文學、國語學、此他英語、佛蘭西語、獨逸語の中、二課目を撰修するものとす。(第二年) 心理學、比較宗教及東洋哲學、比較博言學、國史、法制史、國文學、漢文學、支那歷史、國語學、此他英語、佛蘭西語、獨逸語、の中二課目を撰修するものとす。但佛蘭西語、獨逸語の中、一課目は其一として撰修するを要す。(第三年) 美學及美術史、教育學、比較博言學、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、社會學、國文學、支那歷史、國語學、此他佛蘭西語、獨逸語の中一課目を撰修するものとす。

漢學科 (第一年) 哲學概論、西洋哲學史、史學、法制史、支那法制史、國文學、支那歷史、支那哲學、支那語、漢文學、英語(隨意)、佛蘭西語(隨意)、獨逸語(隨意)。(第二年) 西洋哲學史、心理學、史學、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、印度哲學、法制史、支那法制史、國史、國文學、支那歷史、支那語、漢文學、英語(隨意)、佛蘭西語(隨意)、獨逸語(隨意)。(第三年) 倫理學、美學及美術史、教育學、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、印度哲學、社會學、國史、支那法制史、支那歷史、支那語、漢文學。

國史科 (第一年) 哲學概論、史學、國史及地理、法制史、國文學、漢文學、支那歷史及法制、比較法制第一章 官立諸學校

史、此他英語、佛蘭西語、獨逸語の中、一課目を撰修するものとす。(第二年)史學、國史及地理、法制史、國文學、漢文學、支那歴史及法制、古文書學、此他英語、佛蘭西語、獨逸語の中、一課目を撰修するものとす。(第三年)美學及美術史、教育學、比較博言學、史學の二課目中一課目、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、印度哲學二課目中一課目、社會學、國史、法制史、支那歴史及法制、古文書學。

史學科 (第一年)哲學概論、地文學、史學及地理學、國史、支那歴史、羅旬語、英語、獨逸語。(第二年)人類學、比較宗教及東洋哲學、社會學、史學及地理學、國史、支那歴史、古文書學、羅旬語、獨逸語。(第三年)美學及美術史、教育學、史學及地理學、國史、古文書學、羅旬語、獨逸語。

博言學科 (第一年)哲學概論、西洋哲學史、史學、國文學、國語學、支那語、漢文學、羅旬語、英語、獨逸語、梵語。(第二年)西洋哲學史、心理學、史學、國文學、國語學、支那語、漢文學、比較博言學、音學及ローマンス語、チュートニッキ語歴史、羅旬語、英語、獨逸語、梵語(隨意)。(第三年)教育學、國文學、國語學、支那語、漢文學、比較博言學、希臘文法、羅旬語、獨逸語、此他佛蘭西語、梵語の二課目中、一課目を撰修するものとす。

英文學科 (第一年)哲學概論、西洋哲學史、史學、羅旬語、佛蘭西語、獨逸語、英語。(第二年)西洋哲學史、心理學、史學、比較宗教及東洋哲學、音學及ローマンス語、チュートニッキ語歴史、羅旬語、佛蘭西語、獨逸語、英語。(第三年)美學及美術史、教育學、國文學、羅旬語、佛蘭西語、獨逸語、英語。

獨逸文學科 (第一年)哲學概論、西洋哲學史、史學、羅旬語、英語、佛蘭西語、獨逸語。(第二年)西洋哲學史、心理學、史學、比較宗教及東洋哲學、音學及ローマンス語、チュートニッキ語歴史、羅旬語、英語。

佛蘭西文學科 (第一年)哲學概論、西洋哲學史、史學、羅旬語、英語、獨逸語、佛蘭西語。(第二年)西洋哲學史、心理學、史學、比較宗教及東洋哲學、音學及ローマンス語、チュートニッキ語歴史、羅旬語、獨逸語、佛蘭西語。(第三年)美學及美術史、教育學、國文學、羅旬語、獨逸語、佛蘭西語。又正課外、伊太利語を隨意學科とし、各分科大學學生は、文科大學長の認可を受け之を修むることを得。

羅旬語、獨逸語、佛蘭西語。(第三年)美學及美術史、教育學、國文學、羅旬語、獨逸語、佛蘭西語。又正課外、伊太利語を隨意學科とし、各分科大學學生は、文科大學長の認可を受け之を修むることを得。

○理○科○大○學○に○は○數○學○科○、○星○學○科○、○物○理○學○科○、○化○學○科○、○動○物○學○科○、○植○物○學○科○、○地○質○學○科○の○七○學○科○を○置○き、○各○三○箇○年○の○修○業○と○す。○學○科○課○目○左○の○如○し。

數學科 (第一年)微分積分、解析幾何學、力學初歩、球面星學、數學演習、物理學實驗。(第二年)微分方程式論、橢圓函數論、高等幾何學、最小二乘法、力學、高等物理學、高等數學雜論(隨意)、數學演習、物理學實驗。(第三年)函數論、力學、高等物理學、數學演習、數學研究(隨意)、星學理論(隨意)、力學(隨意)。

星學科 (第一年)微分積分、解析幾何學、力學初歩、球面星學、實地星學、數學演習。(第二年)微分方程式論、橢圓函數論、最小二乘法、力學、高等物理學、星學、星學實驗、數學演習、物理學實驗。(第三年)力學、星學理論、數學演習、星學實驗、力學(隨意)、函數論(隨意)。

物理學科 (第一年)微分積分、解析幾何學、力學初歩、球面星學、化學實驗、物理學實驗、數學演習。(第二年)微分方程式論、橢圓函數論、最小二乘法、力學、高等物理學、數學演習、物理學實驗。(第三年)力學、高等物理學、數學演習、星學實驗、物理學實驗、力學(隨意)、函數論(隨意)。

化學科 (第一年)微分積分、力學初歩、高等物理學、生理化學及實驗、化學實驗、數學演習。(第二年)微分方程式論、力學初歩、高等物理學、生理化學及實驗、化學實驗、數學演習。

年)高等物理學、物理學實驗、無機化學、有機化學、化學實驗。(第三年)理論及物理化學、無機化學、化學實驗。

動物學科 (第一年)普通動物學、骨格學、動物學實驗、植物學、植物學實驗、地質學、生理化學及實驗、礦物及岩石實驗。(第二年)特別問題(隨意)、植物學、植物學實驗、有脊動物比較解剖、組織學及發生學實驗、生理學、古生物學、臨海實驗。以上は植物學科にも通して課するものとす。(第三年)特別問題、實地研究、寄生動物學、バクテリア學實驗、人類學。

植物學科 (第三年)植物學叢談、植物學實驗、バクテリア學實驗。

地質學科 (第一年)地質學、礦物學、岩石學、普通動物學、骨格學、動物學實驗、化學實驗、地質學實驗、地質巡驗。(第二年)古生物學、古生物學實驗、晶像學、晶像學實驗、植物學、植物學實驗、地質學實驗、地質巡驗。(第三年)晶像學實驗、地質學叢談、地質研究、地質學(隨意)、人類學(隨意)。

農科大學には、農學科、農藝化學科、林學科、獸醫學科の四學科を設け、各修業年限は三箇年とす。學科課目左の如し。

農學科 (第一年)岩石學及地質學、土壤學、氣象學、植物生理學、植物病理學、動物生理學、昆蟲學、農具、肥料、農藝物理學、經濟學、植物學實驗、動物學實驗、農場實習。(第二年)土地改良論、普通作物、特用作物、牧草及牧場、園藝學、養蠶論、家畜飼養論、畜産學、植物學實驗、動物學實驗、農場實習。(第三年)農産製造學、獸醫學大意、林學大意(隨意)、養魚論(隨意)、農業經濟、農政學、植物學實驗、動物學實驗、農場實習、卒業論文。

農藝化學科 (第一年)化學原論、岩石學及地質學、土壤學、氣象學、植物生理學、動物生理學、肥料、農藝化學實驗、(第二年)生理化學、土地改良論、普通作物、特用作物、醱酵化學、家畜飼養論、食物及嗜好品、養蠶論、農藝物理學、農藝化學實驗。(第三年)農産製造學、農業經濟、農藝化學實驗、卒業論文。

林學科 (第一年)氣象學、地質學及土壤學、森林數學、森林植物學、森林動物學、森林測量、森林植物學實驗、森林動物學實驗、實地演習。(第二年)森林數學、造林學、森林物理學、林産製造學、森林道路、森林利用學、森林歴史、森林保護論、森林設制學、經濟學、農學大意、森林植物學實驗、森林動物學實驗、林産製造學實驗、實地演習。(第三年)森林管理法、森林利用學、森林設制學、林政學、森林法律學、財政學、養魚論、實地演習、卒業論文。

獸醫學科 (第一年)解剖學、生理學、組織學、畜産學、病理通論、外科手術學、蹄鐵法、解剖學實習、組織學實習、蹄鐵法實習。(第二年)生理學、藥物學、外科手術學、病理通論、外科學、内科學、病理解剖學、寄生動物學、皮膚病論、蹄病論、調劑法實習、解剖學實習、外科手術實習、蹄鐵法實習、家畜病院實習及内外科診斷法。(第三年)病理解剖學、動物疫論、産科學、眼科學、衛生學、胎生學、家畜外観學、獸醫警察法、法醫學、乳汁検査法及實驗、病理解剖學實習、病理解剖學及細菌學實驗、家畜病院及往診實習。

醫科大學には別に國家醫學講習科を置き、四ヶ月間を以て修業せしむ。講習科目は左の如し。

國家醫學講習科 病理解剖式、衛生學、法醫學、精神病學、日本醫制及衛生法。
農科大學に於ては實業者を養成する爲めに、更に農學科、林學科、獸醫學科の乙科を設け、各科三箇年を以て成業せしむ。其學科及課目は大凡本科課目に準ず。

大學院學生は入學後二箇年間分科大學に於て研究生たるを要し、五箇年の後帝國大學總長に於て委員を選定して學位試験を行ふ。

大學院は九月十一日に始まり、翌年七月十日に終る。冬期休業は十二月二十五日より一月七日に至る二週間とし、春期休業は四月一日より同七日に至る一週間とし、夏期休業は七月十一日より九月十日に至る二ヶ月間とす。

入學の期は毎學年の始め一回とす。分科大學第一年級(法科大學にありては第一回受験生、以下之に準ず。)へ入るべき者は、高等學校大學豫科、若くは之に準ずる學科の設けある高等中學校、又は文部大臣に於て、大學豫科に準ずる學科程度を具備すると公認したる學校の卒業證書を受領したるもの、若くは大學豫科の設けある高等學校及高等中學校に於て、分科大學の通告に依り、試験を行ひ、大學豫科卒業と同等の學力ありと認定したるものとす。

入學を願ふ者は、本學に於て規定せる書式に準じ、分科大學長へ願出づべく、入學試験を要する者は、受験料金五圓を納むべし。既に入學の許可を得たる者は、總て入學料金貳圓を納め、誓式を行ひ、學生簿に記名し、且正副保證人より在學證書を差出すべし。但正副保證人は、共に丁年以上にして、東京府内に居住し、土地若くは家屋を有するもの、又は本學に於て適當なりと認むる者に限る。

學年試業は、毎年六月二十一日(當日日曜日ならば二十二日)を以て始め、都て本學年中に履修せし諸課目の試業を受けしめ、本學定むる所の規定に據り、學生を昇降又は退學せしむ。而して試業に合格せざる者は、何等の事故に拘らず、再び試業を受くることを得ず。且つ一たび降級したる者、次學年に於て再び降級するときは退學せしむ。

各分科大學卒業生は、其學科ニ隨ひ、法學士、醫學士、藥學科卒業生は藥學士、工學士、文學士、理學士、農學士、林學科卒業生は林學士、獸醫學科卒業生は獸醫學士、と稱することを得。元東京大學准醫學士及元工部大學卒業生工學士にあらずもの、爾來其學修せる事業に従ふものは、帝國大學總長の認可を経て、醫學士又は工學士と稱することを得。

研究科は、大學院學生及各分科大學卒業生にして、既修の學科を更に研究するもの、爲めに之を設く。但大學院學生にあらずして研究生たらんことを願出づるものは、分科大學の都合に依り許可す。研究生は給費及自費の二種とす。給費研究生は、特別獎勵を要する學術、若くは技藝を攻究するものに限り、評議會の議を経て分科大學長之を命じ、定規の手當及學術研究の費用を給す。給費研究生は、各學資一箇月金拾五圓一ヶ月未滿の端數は日數に應じ日割を以て給す。以内を受け、攻究の爲め各學科に就き定むる所の旅費を受くることを得、但授業料を納むるを要せず。自費研究生は、他の學生と同じく、授業料を納め、其他學術研究の費用を自辨せしむ。但場合により評議

會の議を経て、授業料を納付せしめず、且旅費又は其他の費用の全部若くは一部を給與することあるべし。又大學院學生にして自費研究生たるものは、授業料を納むるを要せず。研究の期限は、一ヶ年以上二ヶ年以内とす。但大學院學生に限り延期することあるべし。

各分科大學課程中、一課目又は數課目を撰びて専修せんと欲し、入學を願出づるときは、各級正科生に缺員あるときに限り、毎學年の始に於て、撰科生として之を許可す。

學術優等品行方正なる學生を撰びて、各分科大學の特待學生と爲す。特待學生は、毎學年末、其學年試業の成績に依り、帝國大學總長の認可を経て各分科大學長之を定む。特待學生は授業料を徴收せず。

分科大學學生にして、特別保護を要する學科を修め、學力優等品行方正にして、學費支辨の途なきものは、分科大學より當該學年內、額八拾五圓以内の貸費を支給することあるべく、又官廳會社若くは私人の依託に應じ、分科大學學生に其貸費を支給することあるべし。貸費を受けたる者は、總て卒業の上、其貸費を受けたる年數と均しき期限内に於て之を月賦返納すべし。但獎學貸費金は、壹ヶ年六分の利子を附すべし。

學士及卒業生の員數は、法學士五百三十人、法律學士五十八人、醫學士四百六十一人、製藥士三十四人、藥學士十人、工學士四百四十二人、文學士百十五人、理學士二百十八人、農學士百六人、農藝化學士二十二二人、林學士六十五人、獸醫學士七十一人、准醫學士六人、東京法學校卒業生四人、工部大學校卒業生十五人、農學科卒業生三十八人、林學科卒業生二十六人、獸醫學科卒業生十二人、總計二千二百三十三人にして、内重出七人、實員二千二百二十六人、内死亡百四十七人なり。

本大學は文部大臣の主管に屬し、法醫工文理の五分科大學は本郷區元富士町に在りて、農科大學は荏原郡上目黒村駒場に在り。現任總長は濱尾新にして、外山正一、古市公威、穂積陳重、山川健次郎、松井直吉、小金井良精等十二名の評議員を以て之を助け、百四十三名の教授、助教授、講師と二十二名の外國教師とを以て千四百六十八人の學生生徒を養成せり。(二十七年十二月末日調)

學 習 院

本院教育の要領は、入學の生徒をして天賦の機能を十分に暢達せしめ、我國の貴族たる本分を盡すに足るべき材徳を充分養成するに在り。

教科を區別して、初等學科、中等學科、高等學科、大學科、海軍豫科の五學科と

し、各科に於て教授する課目を分て左の十課とす。

國漢文課、數學課、理學課、藝術課、歐文課、歴史地理課、政學課、法學課、哲學課、武課。
修業年限は初等學科六ヶ年、中等學科六ヶ年、高等學科三ヶ年、通計十五ヶ年に
して、尙大學科は三ヶ年、海軍豫科は三ヶ年とす。

入學の期は、前學年の終、即夏季休業中を例規とす。

本院は、天皇陛下の聖旨を奉じて建てたるものにして、宮内大臣の所轄に屬し、
校舎は四谷門外に在り。現任院長は公爵近衛篤磨、次長は陸軍大佐高島信茂にし
て、三輪桓一郎、工藤一記、吉田彦六郎以下七十五名の教授助教授ありて、七百一名
の生徒を養へり。(廿八年四月現在)

華族女學校

本校教旨の要領は、彝倫を本として知識を發達せしめ、高尚の性情と健康の身躰
とを以て、上流の賢母良妻たるべき者を陶冶するに在り。

教科を大別して、小學科中學科とし、更に小學科を小分して、初等小學科、高等
小學科とし、中學科を小分して、初等中學科、高等中學科として、左の普通學諸課
を教授す。

修身、國文、漢文、歐語、地理、歴史、數學、理科、家事、習字、圖畫、手藝、音樂、體操。

修業年限は、初等高等小學科は各三ヶ年、初等高等中學科は各三ヶ年にして、通
計十二ヶ年の課程とす。

本校は、皇后陛下の令旨を奉じて建てたるものにして、宮内大臣の所轄に屬し、
赤坂門内にあり。現任學校長は文事秘書官長細川潤次郎にして、下田歌子、椿葉
一郎以下三十八名の教授助教授及囑托教師を以て、三百九十一名の生徒を養へり。

(二十八年四月現在)

高等師範學校

本校は尋常師範學校尋常中學校の學校長及教員たるべき者を養成し、兼て普通教
育の方法を研究するを目的とす。

學科を分て文科理科とし、修業年限は四ヶ年とす。尙其學科の課目を示せば、

二科各、左の如し。

文科 倫理、教育學、國語、漢文、英語、歴史、地理、哲學、經濟學、體操。

前項科目の外、獨語、習字を隨意科とす。又獨逸語を以て英語に換ふる、こゝを得べし。

理科 倫理、教育學、國語、英語、數學、物理、化學、地學、植物、動物、生理、農業、手工、圖畫、
體操。

前項科目の外獨語を以て隨意科とす。又獨語を以て英語に換ふることを得べし。

學年は四月一日に始まり翌年三月末日に終る。

生徒の募集は毎曆年の末に於てし、其入學は毎學年の始めに於てす。

生徒の定員を二百名とす。生徒は尋常師範學校又は尋常中學校を卒業したる者

よりして地方長官之を薦擧し、其中に就き選拔する者とす。但し補充の必要あれば、臨時生徒の缺員を募集し、試験の上に入學せしむることあるべし。

生徒入學の際施す所の試験科目は左の如し。

文科試問 國語、漢文、英語、歴史、地理。

理科試問 國語、漢文、英語、數學、理科。

試験及第者は四ヶ月以内假りに自費を以て入學せしめ、資性品行才能を審察し、

適當の者に本入學を許すべし。

在學中の生徒には總て學資を給與すべし。但研究生專修生撰科生は自費とす。

高等なる學校の卒業生にして、尋常師範學校尋常中學校又はこれに均しき程度の

各種學校の教員たらむとするの目的を以て、教育學及び教授法を專修せむとする者

の爲めに研究科を設く。研究生の在學期限は一ヶ年以下とす。

尋常師範學校尋常中學校教員の缺乏を充たす爲めに、特別の必要あるときは專修

科を置くことあるべし。專修科の學科目及其程度年限等は其都度之を定む。

尋常師範學校尋常中學校教員たらむとする者にして、文科若くは理科中の一科或

は數科目を撰修せむとする者をば、教授上の都合に依り、撰科生として入學を許す。

撰科生の在學期限は二ヶ年以上四ヶ年以下にして、其授業料は毎月金貳圓づゝ納

めしむ。

本校は本郷區湯島に在り。學校長は嘉納治五郎にして、後藤牧太、南摩綱紀、元

良勇次郎、以下卅五名の教授助教授及囑托教師等ありて百廿三名の生徒を養ふ。

附屬學校は、神田區一ツ橋通町に在り、設備完全にして授業よく行届けり。其尋

常中學校には主事町田則文以下十餘名の教員ありて、百九十名の生徒を教育せり。

同附屬音樂學校

本校は高等師範學校に附屬して、汎く音樂専門の教育を施し、善良なる音樂教員、

及音樂師の養成に従事する所とす。

教科を大別して豫科本科とし、更に本科を小別して師範部專修部の二部となす。

修業年限は豫科一ヶ年、師範部二ヶ年、專修部三ヶ年の規程にして左の課目を履修せ

しむ。

豫科 倫理、唱歌、洋琴、音樂論、文學、英語、体操、舞踏等。

本科 倫理、聲樂、器樂、(風琴、バイオリン等)、音樂論、音樂史、文學、英語、教育、体操、舞蹈等
生徒入學は毎年一回學年の初め九月に於てす。入學志願者は年齢十四年以上二十
十年以下にして、左の資格を有するものに限るべし。

体格 身体健康

讀書 國語及漢文講讀、

算術 四則、分數、小數、比例、開平、開立

作文 漢字交文(往復文、記事文の類)

唱歌 唱歌集初篇卒業以上

英語 讀方、譯解、(ナショナル第四讀本の程度)

在學中は授業料一ヶ月金壹圓を納めしむ。但夏季休業中二ヶ月分は無論徴收の
限りにあらず。

尙本校には研究科、撰科、講習科生徒を置く、講習科生徒は小學校教員免許狀
を有する者に限るべく、修業十ヶ月間と定む。本校は上野公園内に在り、主事上原
六四郎以下十五名の教授助教ありて八十三名の生徒を養成せり。

女子高等師範學校

本校は尋常師範學校の女子部及高等女學校の教員たるべきものを養成し、兼て女
子普通教育及び幼児保育の方法を研究するを以て目的とす。

學科は左に記載する課目にして、修業年限は四ヶ年とす。

倫理、教育學、國語、漢文、歴史、地理、數學、理科、家事、習字、圖畫、音樂、體操、及び隨意科と
しての外國語。

本校生徒は左の資格を有する者よりして、地方長官毎曆年の終りに於て之を薦舉
し、本校に於て試験の上更に撰拔し、毎學年の始めに於て入學せしむるものとす。
但缺員あるときは臨時に募集することあるべし。

一、身體健全品行方正にして教員たるに適當なりと認むる者。

二、尋常師範學校二ヶ年の課程を終へたる者、若くは之と同等の學力を有する者。

三、年齢十六年以上二十一年未満の者。

入學試験は國語、漢文、數學及び本邦歴史の四科目に就て其學力を考査し、体格
及履歷を檢定するものとす。

入學試験及第者は四ヶ月間假りに入學することを許し、資性品行才能を審察した
る上本入學を許すべし。但假入學中は自費たるべし。

本校にも亦撰科生を置き、一科若くは數科目を撰びて學修せむとする者には、教
授上差問なき場合に限り、入學することを得しむべし。

撰科生の入學は試験の上にてこれを許し、在學年限は二ヶ年以上三ヶ年以下と
す。

本校は府下本郷區湯島にあり。學校長は秋月新太郎にして、南摩綱紀、中川謙

二〇〇以下、二〇一名の教授助教授及囑託教員ありて、八十三名の生徒を養ひ、尙ほ本校に附屬せる高等女學校は、設備最も完全にして、主事篠田利英以下十七名の員ありて二百八十六名の生徒を教授せり。

同附屬高等女學校

高等女學校は女子高等師範學校に附屬して、女子に高等なる教科を教授する所とす。修業年限は六ヶ年にして、學科課目は左の如し。

修身、國語、漢文、外國語、歴史、地理、數學、理科、家事、圖畫、習字、唱歌、体操。

入學志願者は四ヶ年の尋常小學校卒業生、若くは之と同等以上の教育を受けたる者とす。授業料は一年級より三年級迄は毎月金壹圓五拾錢、四年級より六年級までは金貳圓を納めしむ。

尙高等女學校には別に專修の一科を置きて左の諸課目を撰ばしめ、二ヶ年を以て成業せしむ。

修身、國語、漢文、外國語、家事、習字、圖畫、音樂等。

專修科生徒たるべきものは、高等女學校卒業若くはこれと同等の教育を受けたるものとなし、月謝金壹圓五拾錢乃至貳圓を納めしむ。

陸軍大學校

本校は陸軍各兵科の士官を撰抜して高等兵學を教授し、參謀其他樞要の職務に充つべき者及び高等指揮官となるべき者を養成する所とす。

本校學生は左の資格を具ふる者を撰抜し、毎年二十名以内を入學せしむべし。

各兵科の中少尉にして二年以上隊務に服し、身壯強健、勤務精勵、氣節ありて識量に富み、學術才幹卓越にして將來充分發達すべき判斷力を有する者。

修學年限は三ヶ年にして、學年は毎年十二月より起算すべし。

入學の季節は毎年十二月上旬とし、學生の學用品は自辨とす。但課業の種類に依り必需の物件を支給するか或は之を貸與すべし。

尙學生の候補者は其隊附屬の聯隊長これを撰抜して名簿を製し、順次所管の長官に呈し、同長官は取捨して順次撰抜名簿を製し、毎年六月盡日限り參謀總長に進達す。

參謀總長は學力の檢定を行ふため委員を設け、初審及再審を歴て適宜入學を命ずべし。

本大學校は東京青山に在りて前に練兵所を控へ、學校長は砲兵大佐鹽屋馬國にして、小國、東條、大迫、藤井、等十五名の教官ありて、五十七名の生徒を教授せり。

陸軍士官學校

本校は陸軍各兵科の士官候補生を召集して生徒となし、初級士官たるに必要な教育を施す所とす。

生徒の教育は之を分て教授及訓育とし、其課程は學校長案を具して監軍に進達し、其認可を得て之を定む。

修業年限は一年七ヶ月と定め、毎年十二月上旬に始まり、翌々年六月下旬に終るものとす。

明治二十八年中採用すべき士官候補生は二百五十人を定員とし、其入學試験科目は即ち左の如し。

- 讀書 漢文(白文訓點)。
- 作文 序記、論說(漢字交り文)。
- 算術、代數、平面幾何、立休幾何、平面三角。
- 地理 日本、外國、及日本地文學。
- 日本、外國。
- 生理及衛生、動物、植物。

物理 力學、物質論、熱學、音學、光學、越歷學、磁氣學。

化學 無機化學。

圖畫 幾何圖。

自在畫。

外國語學 英語、或は佛語、獨逸語(和文歐譯、歐文和譯)。

學科試験は尋常中學卒業を以て程度とす。

左に記する者は採用せず。

身長五尺に満たざる者。

妻あるもの。

本人並に父若くは戸主復権を得ざる家資分産者、及び身代限りの處分を受け辨償の義務を終へざる者。

禁錮の刑に處せられたる者、及び賭博犯の處分を受けし者。

明治五年十二月一日より同十年十二月末日までに出生の者は本年採用の士官候補生たるを得たり。

入學願書には戸籍及び履歷書誕生證書を添へ、成規の書式に基いて地方長官に差出すべし。尙該書式其外の入學手續きは昨年十月十九日附けの官報紙上陸軍省の告示を見るべし。

學費は悉皆官給たるべし。

生徒は情願を以て退校を許さず。左の事項に該る者は退校の上歸隊せしむ。

- 一、 學術科の豫習全からずして實際勤務練習の識力に乏しく卒業の目途なき者。
 - 二、 軍紀を紊り又は屢々法則を犯す者。
 - 三、 品行不正にして悔悟の目途なき者。
 - 四、 自己の不攝生より發病し久しく休業する者。
 - 五、 長病に由り卒業の目途なき者。
- 毎年七月中旬より九月上旬までの間に於て凡六週間生徒に休暇を與ふべし。
- 士官學校は東京市牛込區市ヶ谷加賀町に在り。學校長は歩兵大佐波多野毅にし、西村、吉見、依田、三村等七十七名の教官ありて三百五十八名の生徒を教育せり。

陸軍幼年學校

本校は陸軍幼年生徒に概ね尋常中學と同一なる教授並に軍人の豫備教育を與へ、陸軍各兵科の士官候補生と爲すべき者を養成する所とす。

生徒の教育を分て教授訓育とす。

修業年限は三ヶ年にして、其學年は九月上旬に始まりて翌年七月上旬に終り、其最終の學年は五月中旬に終るものとす。

生徒は官費半官費自費の三種に分つ。官費生徒には一切の經費を官給し、且手

當金を給すべく、半官費には小被服賄料の經費として初度の被服料拾貳圓、毎月上納金三圓貳拾五錢を納めしめ、精米、大被服料、修理料は官よりこれを給すべし。又自費生には被服料として三拾貳圓、毎月上納金として六圓五拾錢を納めしめ、被服糧食一切の經費を自ら負擔せしむ。

戦死したる將校及同相當官高等文官の孤兒は一切官費生とす。平時に於て公務の爲めに死亡したる者も亦之に準ず。

前條の外官費生徒、半官費生徒、自費生徒と爲すべき者は監軍之を裁定す。而して其區分は専ら資産の多少を察知し、これに應じて幾分か取捨する所あるべしと雖も、尙左に列記せる者は特に顧慮するの値あるべし。

- 一、 在職士官の子弟。
- 二、 現職にあらざる上長官の子弟。
- 三、 死亡したる將校同相當官の子弟。
- 四、 前三項に等しき高等文官の子弟。
- 五、 在職上長官、現職にあらざる將官、同相當官の子弟。
- 六、 前項に等しき高等文官の子弟。

生徒はこれを二中隊に編成し、情願を以て退校を許さず。

卒業生徒の中に於て學術品行共に優等なる者は同時に二等軍曹の階級に進むること

とあるべし。
幼年學校は士官學校と同一構内に設けられ、學校長は歩兵中佐佐々木直にして、山崎、小野、小倉、三木、中金等三十二名の教官ありて二百四十八名の生徒を教養せり。是等生徒の中に於て、學費の官給を受くるものは四十一名の多きに上り、尙百八十五名だけは半ば學費を給せられ、自費在學をなせるものは僅に二十二名に過ぎずといふ。

明治二十八年中採用すべき幼年生徒は百人を以て定員とし、其入學試験科目は即ち左の左し。

- 讀 書 漢文(白文訓點)。
- 作文 書讀(通俗文)記事(漢字交り文)。
- 算術、代數(整數四則より一元一次方程式に至る)平面幾何(初歩)。
- 地理 日本、支那、朝鮮。
- 歴史 日本、支那。
- 物理 初歩。
- 化學 初歩。
- 幾何圖。
- 自在齋。
- 外國語學 英佛獨の中一種(歐文譯解)。

試験の程度は概ね尋常中學二年級の學力に比準す。

左に記する者は採用せず。

年齢十六年未滿は身長四尺七寸、十七年未滿は四尺八寸、十八年未滿は四尺九寸に滿たざる者。
妻ある者。以下士官候補生と相同ト。

明治十年九月一日より同十三年九月末日迄に出生の者にあらざれば入學を許さず。

試験日取、入學手續は士官候補生の部を見て知るべし。

陸軍戸山學校

本校は隊附將校下士を分遣して學生と爲し、歩兵戰術、射撃、躰操、並に劍術の原理を研究せしめ、且其演習に關する教則を一定ならしめ、常に内外國に於ける、各科進歩の形況を知悉せしめ、教育一般の改良を圖るを以て目的とす。

學科を分つて戰術科、射撃科、躰操科の三科となす。
戰術科は歩兵戰術活用上の教育を完全ならしむるを目的とし、歩兵各聯隊の士官を以て學生となし、學期は一年一回にして概ね十二月に始まり五月若くは六月に終る。但時宜に依り歩兵少佐若くは工兵士官を以て其學生と爲すことあるべし。

射撃科は射撃の學理及び銃の用法を詳にし、射撃の教育を完全ならしむるを目的とし、歩兵士官及歩兵要塞砲兵の下士を以て其學生となす。學期は一年一回にして一月に始まり七月に終る。但し時宜により騎兵士官を以て其學生となすことあるべし。

射撃科は射撃の學理及び銃の用法を詳にし、其技術を練磨せしむるを目的とし、歩騎砲工輜重兵科の下士を以て其學生となす。學期は一年二回とし、其第一回は九月に始まり十二月若くは一月に終り、第二回は二月に始まり五月若くは六月に終る。

學生士官は校外に、其下士は校内に居住せしめ、所要の兵器書籍器具消耗品は貸與又は支給すべし。

現任校長は歩兵中佐安東貞美にして、今村、南部、菅波以下四十五名の教授を以て百五十一名の生徒を養へり。

陸軍砲工學校

本校は砲工兵少尉にして二ヶ年以上隊務に服し、其勤務に慣熟したる者を分遣して學生となし、以て各本科専門の勤務に必要な學術の教育を完全ならしむるを以て目的とす。

學科は砲工の二科にして、修業年限を二ヶ年とす。

學期は毎年十二月を以て始まり、入校人員は監軍部これを定めて陸軍大臣之を告達す。

學生分遣の告達あれば近衛都督師團長は入校期十日前に其兵籍に考科表を添へて砲工學校長に送達す。入校の後には校外に住せしめ、各自所用の書籍器具消耗品は學校より貸與又は支給すべし。

現任校長は砲兵大佐黒瀬義門にして、小國、瀨名、原、西村以下二十九人の教官ありて五十二人の生徒教養に従事せり。

陸軍乘馬學校

本校は騎兵隊の士官下士を分遣して學生となし、本科専門の馬術を訓練し、馬學を習修せしむる所とす。

學期は概ね九月に始まり翌年六月に終るものとす。其所要の兵器馬匹器具書籍等は悉く官の給與たること前の如し。

現任校長は騎兵大佐平佐是純にして花島、白石、甘露寺以下目今六名の教官を以て、毎年一回三十名前後の士官下士等を教養せり。

陸軍經理學校

本校は陸軍監督及陸軍々吏を養成する所とす。監督教科は各兵科中尉の志願者を募り、これを監督學生として陸軍監督に必要な學術を教授するものとす。

其修學期は二ケ年にして、在校中の費用はこれを官給し、卒業の後は原隊に服し、所要あるときはこれを監督補に任ず。

軍吏教科は一等書記の中よりこれを選抜し、並に各兵科曹長の志願者を募りて軍吏學生とし、陸軍々吏に必要な學術を教授す。

其修學年限は十ヶ月にして、學費は總て官給し、卒業の上は原隊に復し、所要あるときは登用して陸軍三等軍吏に任ず。

本校はこれを東京に置き、陸軍省の所管に屬して、經理局長之を管理す。現任校長は二等監督廣虎一にして、森山、岡松以下九名の教員ありて廿餘名の生徒を養へり。

陸軍教導團

本團は華士族平民中、歩兵、騎兵、野戰砲兵、工兵、輜重兵科、下士に出身志願の

者を選抜して生徒と爲し、下士たるに必要なる教育を施すを以て目的とす。

本團生徒の教育は、之を分て教授及訓育とし、其科目は歩兵科に在ては團長これを定むるものとし、騎兵科、野戰砲兵科、工兵科、輜重兵科に至りては、各當該兵監の定むる所に據るものとす。

毎年採用すべき生徒の定員は凡五百名前後となし、其定員は陸軍大臣これを定めて乃ち監軍に移すものとす。

生徒修業中は被服食料は官費とし、學科用書籍材料は官給若くはこれを貸與し、手當金として若干を給す。

修業中は一切歸省休暇を許さず。尙入團の上は如何なる情願を以てするも退團することを得ざるものとす。

學期は毎年十二月に始まり、修業年限は左の如し。

歩兵科	十六ヶ月	工兵科	二十ヶ月
騎兵科	十八ヶ月	輜重兵科	十八ヶ月
砲兵科	二十ヶ月		

學期末に於て生徒の終末試験を施行す。この試験に及第せし者には本團教則卒業證書を交附して二等軍曹に任ずべし。

本團は陸軍監軍部に隸して千葉縣國府臺に設けられ、現任教導團長は歩兵中佐山中信義にして、森田、濱口、毎田以下百八十一名の教官を以て一千餘名の生徒を養へり。

海軍大學校

本校は海軍將校に高等の學則を教授して他日樞要の軍職に充つべき者を養成し、並に海軍機關官及軍醫官に高等の學術を教授する所とす。

學科を分ちて將校科、機關科、軍醫科の三つとなし、將校科中の砲術水雷術航海術は生徒をして其一科を専修せしむ。

修業年限は將校及機關官は一年半にして軍醫官は一年とす。

其學生は左の資格を有する者より撰拔し、各學生の學用品は總て自辨とすと雖も、書籍器械は種類に依りてこれを學校より貸附すべし。

- 一、將校科學生。海軍大尉にして一ヶ年以上海上勤務に服し、身體強健勳精にして才學發達の見込ある者。
- 二、機關科學生。海軍大機關士にして一ヶ年以上海上勤務に服し、身體強健勳精にして才學發達の見込ある者。
- 三、軍醫科學生。海軍大軍醫及海軍少軍醫にして、身體強健勳精なる者。

本大學は府下京橋區築地にあり。學校長は海軍少將坪井航三にして教頭磯野少佐以下石本、本坂、山本、今泉、牧村、山崎等十七名の教官ありて三十二名の生徒を教授せり。

海軍兵學校

本校は將來帝國海軍の將校たるべきものを養成するの所とす。學科を分ちて、砲術、水雷術、運用術、航海術、機關術及普通學となし、修業年限は四ヶ年とす。

生徒は年齢滿十六年以上乃至滿十九年以下にして、海軍將校たらむことを望む者に就き、身體検査及學術試験を爲し、其合格者より、成績に従ひ、所要の人員を採用す。但し左の一項に該る者は志願者たるを得ざるものとす。

- 一、有妻の者。
- 二、禁錮以上の刑に處せられ又は賭博犯をなしたる者。
- 三、復権を得ざる家資分散者、破産者、及身代限の處分を受けて負債の辨償を終へざる者、若くはこれが相續人。

四、身長五尺一寸に達せず、体重十二貫に滿たず、胸圍二尺五寸三分に至らざる者、生徒の召募は東京及び廣島縣下江田島に於てし、検査格例は海軍大臣毎年之を告

示すべし。
生徒は入校の日より之を海軍兵籍に編入し、情願を以て中途に於て退校するを得ざらしむ。

海軍兵學校は元東京府下に在りしも往年廣島縣下江島田にあ移されたり。學校長は海軍大佐柴山矢八にして、教頭谷信久を始め、新井、黒水、大城、荒木、矢島等四十九名の教師ありて百一名の生徒を教養せり。

尙本校と機關學校とは東京府下に在らざるが故に、本書範圍の外に涉れど、時事に急なるものあるが故に、併せて此處に掲げ記して、以て讀者の便益に供せり。躰格検査に合格せざれば教科試験を行はず。學科課目は左の如し。

- 漢 學 白文訓點(日本外史、史記列傳)作文(記事、論文等、假名交り文)。
- 數 學 算術全躰(ロック氏、スミス氏等)代數、四術より多元二次方程式に至る。其外開法、自乘法、指數法、不盡根數、比、比例(チャールズ、スミス氏、トッドハンター氏等の代數學)。
- 英 學 英文和譯、和文英譯、文法、書取、會話。
- 圖 畫 鉛筆自在畫、幾何畫法。
- 地 理 日本、外國、地文大要(ゲーキー氏)。
- 歴 史 日本、外國。

物理 物理上の緊要なる現象及定律(スチワート氏)。
尙此外入學手續、願書々式等は、昨年一月三十一日官報紙上の海軍省告示を見て之を知るべし。

海軍機關學校

本校は將來帝國海軍の機關官と爲るべきものを教育する所にして、海軍少機關士候補生に技術を專修せしむる所とす。

學科を分ちて本科及專科の二種となし、本科は生徒の修むるものとし、專科は造船、造船機及造兵の三科に區別して、本科卒業後其科に特選せられたる海軍少機關士候補生の履修すべき所のものとす。

修業年限は本科四ケ年、專科二ケ年にして、入學生徒の年齢及其躰格、學力、資格、入學手續書式等は、總て兵學校と異なることなし。

又本校に附屬して海軍機關工練習所あり。練習所に於て教育する海軍機關手及火夫は機關工練習生と稱せしむ。

機關工練習生たるべき者は、海軍機關手及三等火夫以上にして、左の資格を有する者とす。

- 一、 年齢三十五年未満にして身体強健なる者。
- 二、 一ヶ年以上海上に勤務したる者、但四等火夫より起算す。
- 三、 品行方正にして技能あり、掌機工若しくは掌罐工に堪ふべき者。
- 四、 卒業後七年間現役に服すべき者。
- 五、 試験に合格したる者。

機關工練習生にして卒業の後は掌機工及掌罐工となるものとす。

尙本校に附屬して技手練習所の設けあり。技手練習所は鎮守府造船部及海軍造兵廠の職工にして造船造機造兵の技手出身志願者を教育する所とす。

技手生徒と爲るべき者は左の各項に適合し、中途漫りに情願を以て退校することを得ざらしむ。

- 一、 年齢二十一年以上三十年未満の者。
 - 二、 品行方正にして將來技手たるに堪ふべき者。
 - 三、 鎮守府造船部及海軍造兵廠に於て三百日以上現業に服したる者。
 - 四、 卒業後滿十ヶ年間海軍に従事すべき者。
- 技手生徒にして卒業の者は海軍技手となることを得。但し左の一項に該る者は技手生徒に採用せず。
- 一、 徵兵令第二十八條に該る者。
 - 二、 禁錮以上の刑に處せられ又は賭博犯處刑の者。

三、 復権を得ざる家資分散者破産者及身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者若しくは其相續者。

海軍機關學校は神奈川縣下横須賀に在り。學校長は機關大監吉田貞一にして、教頭佐久間國安を始め、齋藤、富岡、入澤、船橋、貴志、香坂以下三十五名の教官教授教員を以て、三十九名の機關生徒、二十八名の附屬機關工練習生、及び二十三名の附屬技手練習生を養成せり。

第一高等學校

高等學校は尋常中學卒業以上の學力を有する者の爲めに、各専門の學科を教授し、又帝國大學に入學せむとする者に、須要の教育を施す所とす。但し第一高等學校には、當分醫學部、大學豫科のみ設置せらるることとなれり。

大學豫科を三部に分ち。其第一部は法科及文科を望む者の爲め、其第二部は工理科農科を望む者の爲め、其第三部は醫科志望者の爲めに課するものとす。

- 大學豫科の第一部學科を分ちて左の數科とす。
- 倫理
 - 國語及漢文
 - 外國語
 - 歴史
 - 地理
 - 數學
 - 物理
 - 化學
 - 動物及植物
 - 論理
 - 經濟
 - 法學
 - 体操

其第二部は左の如し。

倫理 國語及漢文 外國語 數學 物理 化學 動物 植物 地質及礦物 圖畫
測量 体操

其第三部は左の如し。

倫理 國語及漢文 外國語 數學 物理 化學 動物 植物 羅旬語 体操

修業年限は醫學部に於ては都合四ヶ年にして大學豫科は三ヶ年とす。

學年は九月十一日に始まり、翌年七月十日に終る。

入學の期は毎學年の始とし、期日は其都度これを定む。

入學試業を分て、特別試業、全科試業の二種とす。

特別試業は本校設置区域内にある左の尋常中學校諸校の卒業生にして、該校長の

推薦に係る者に之を課するものとす。

- 高等師範學校附屬尋常中學校 學習院中等學科 東京府尋常中學校
- 千葉縣尋常中學校 茨城縣尋常中學校 群馬縣尋常中學校
- 栃木縣尋常中學校 愛知縣尋常中學校 静岡縣尋常中學校
- 山梨縣尋常中學校 長野縣尋常中學校 東京府城北尋常中學校
- 東京府開成尋常中學校 日本中學校 都文館
- 錦城學校尋常中學校 正則尋常中學校 明治義會尋常中學校
- 獨逸學協會學校尋常中學校 商工中學校

第三高等學校に於ては大學豫科を設けず、依て該校設置區域に屬する左の尋常中學校卒業生は、本校に於て特別試業を受くるを得べし。

- 滋賀縣尋常中學校 奈良縣尋常中學校 岡山縣尋常中學校
- 廣島縣尋常中學校 福山尋常中學校 和歌山縣尋常中學校

特別試業に於ては、尋常中學校の學科中數課目に就き、學力試業を施し、兼て体格検査を行ふものとす。

全科試業は特別試業を受くる資格なき者に之を課す。全科試業に於ては、尋常中學校の學科及其程度に依り、學力試業を施し、兼て体格検査を行ふものとす。

特別試業に依り入學を願ふ者は尋常中學校卒業證書寫、及該校長の推薦書を差出すべく、全科試業に依り入學を願ふ者は入學願書及學業履歷書を差出すべし。

入學試業を受けむとする者は受験料として左の金額を納むべし。

- 大學豫科 第一年 金三圓 同 第二年 金四圓
- 同 第三年 金五圓

入學の許可を得たる者は正副保證人連署の在學證書を差出すべし。正副保證人は東京市内の公民にして、學生の親戚なるか、又は父兄の朋友なるか、若くは同郷者にして、其身上に付保證人たるに足り、且つ修學上に關涉し、一切の事を引受くるに足るべき者に限るべく、然らざれば豫め願ひの上にて本校の適當と認むるものに

限るべし。

學生は本校制定の被服を着用すべし。

授業料は一學年に付金貳拾圓とし、七月八月を除き、毎月欠課の有無に拘はらず月割を以て之を徴收す。

寄宿寮は本校學生をして人員を限り寄宿せしむ。但し新入學生は學級に拘はらず一學年間に寮すべきものとす。

寄宿料は一ヶ月金六拾錢とし、食料は時價に隨ひ別に定むる所に據る。

學生中本校所定の教科書を購得すること能はざる者は、願に依て所藏の圖書を貸附すべし。

教科書貸付料は一學期毎に其原價又は評價額の一割とす。

尙入學者の爲めに、試業細則を示すときは其手續左の如し。

入學試業は左表に依り、期を分ち、學科を細別して之を施行す。

試業期 學科 科目

第一期	第一外國語	筆頭譯解(歐文和譯)
	數學	算術
	國語漢文	國語釋義、同文法、漢文釋義

第二期

第一外國語
數學
歷史
博物學
作文(和文歐譯)書取及文法
代數
本邦歷史
生理及衛生の大意
幾何

第三期

國語漢文
地理學
化學
圖畫
作文及書取(漢字交文)
本邦及世界地理、地文
無機化學
自在畫(寫生)

第四期

第一外國語
國語漢文
讀方、會話、口頭譯解
漢文講讀

第五期

歷史
博物學
數學
物理學
植物學
支那歷史、西洋歷史
動植物金石の大意
三角法
重要なる現象定律
兵式林操各個教練(徒手教練、執銃教練)

冬期の試業に不合格と確定したる者は次期より試業を受くるを許さず。一期内

の試業と雖も不合格の成績あるときは、引續き試業を受くることを許さず。
 本校大學豫科に於て毎年募集すべき各部第一級年級の定員は左表の如し。
 本校大學豫科に入學せむとする者は、他日大學に進入の上、修めむとする専門學科を豫定し、左表の區別に従ひ、本校に於て修むべき部、及び分科を選定し、出願すべし。

英語を入學試業の外國語とする一部法科志望者は、左表に依り、本校に於て修むべき第一外國語をも選定すべし。

英語を入學試業の外國語とする一部文科志望者中、英文學科、佛蘭西文學科、哲學科、漢學科志望の者は、入學出願の際其志望學科を届出づべく、獨逸文學科、國文學科、國史科、史學科、博言學科志望の者は在學中に届出づるを要す。

獨逸を入學試業の外國語とする一部文科志望者中、哲學科、漢學科志望の者は、入學出願の際其志望學科を届出づべく、獨逸文學科、國文學科、國史科、史學科、博言科志望の者は在學中に届出づるを要す。

入學試業の外國語	部	分科	本校に於て課すべき第一外國語	毎年募集すべき本校第一級年級定員	本校卒業の上進入し得る大學専門學科
----------	---	----	----------------	------------------	-------------------

獨	英 語		部		部		獨 語	分 科	定 員	備 考
	一	二	一	二	一	二				
法 科	農 科	理 科	工 科	文 科	法 科	獨 語	獨 語	獨 語	六十人	法律學科、政治學科
	英 語	英 語	英 語	獨 語	佛 語	佛 語	佛 語	四十人	佛蘭西文學科	
				英 語	英 語	英 語	英 語	四十人	英文學科	
								三十二人		獨逸文學科、哲學科、國文學科、漢學科、國史科、史學科、博言學科、土木工學科、機械工學科、造船學科、造兵學科、電氣工學科、造家學科、應用化學科、火藥學科、探礦及冶金學科、數學科、星學科、物理學科、化學科、動物學科、植物學科、地質學科、農學科、農藝學科、林學科、獸醫學科
										法律學科、政治學科

部	二十人	獨逸文學科、哲學科、國文學科、漢學科、國史科、史學科、傳言學科
文科		
獨語		
醫科	四十人	醫學科、藥學科
三部		
獨語		
醫科		
三部		

本校は府下本郷區駒込退分において、向ヶ岡に接し、現任校長は久原躬茲にして六十八名の教授を以て九百三十七名の豫科生徒を養へり。尙本校の醫學部は千葉縣千葉町に設けられ、教授長尾精一以下十餘名の教授ありて、目下四百名の生徒を教授せり。

高等商業學校

本校は主として内外商業に關する高等の教育を施し、將來公私の商務及會計を處理すべき者、並に商業學校の主幹又は教員たるべき者等を養成する所とす。本校修學年限は豫科を一個年とし本科を三個年と定む。豫科にて授くる所は、倫理、書法、作文、數學、簿記、圖畫、物理、化學、博物、英語、躰操等にして、本科に於て授くる所は、商用作文、商用算術、簿記、商品、商業地理、商業歴史、經濟、統計、法律、英語、佛西獨伊支露韓語の内一語、商業要項及び實踐、並に躰

操とす。

入學の期は毎學年の始め一回とす。本校に於て適當と認めたる公私立尋常中學校の卒業生にして該校長の保證あるものは無試験入學を許すべし。同上公私立商業學校の卒業證書を有し、該校長の學術優等身躰健康品行方正と認めし者は、特に和漢文、英語、數學、物理、化學、博物の中、數科若しくは全科に就き、其の學力を檢査し、合格したるものは豫科に入學を許すべし。官公立學校にして普通學の程度、府縣立尋常中學校と同等以上と認められたる學校の卒業證書を有するものはこれに準ず。豫科入學志願者にして、前に掲ぐる者の外は、年齢滿十七年以上、身躰強健、品行方正にして、左の試験に合格すべき學力を有する者に限るべし。

和漢文 訓點、解釋 書法 楷行草三躰
 作文 公私用文、記事論說文の内、 數學 算術、代數、幾何(平面、立躰)、三角術初歩
 地理 内外國 歴史 内外國
 圖畫 自在畫、用器畫 博物 物理 大意
 化學 大意
 英語 書取、會話、反譯 躰操 大意
 入學試験は凡て尋常中學校卒業の程度に據る。各高等中學の卒業證書を有する

者は試験を要せず、本科第一年級へ入學を許すべし。
 入學志願者は受驗料として金三圓を入學願書並に學業履歷書と共に先づ本校に納むべし。入學許可の命を得たる者は其當日より五日以内に證人同道にて入學誓書を持參すべし。此手續を履まざる時は試験合格の者と雖も決して入學を許すことなし。保證人は正副二人を要し、俱に成年の男子にして、府内に一家を立つる者たるべし。

授業料は、一學年豫科金貳拾圓、本科金貳拾五圓と定め、每學年九月、二月の二期に分ち、指定の日に於て其半額づゝを前納せしむ。

本校學生の學力優等品行方正にして學資支辨の途なき者には、本人の願意と校長の認定とに由り、一個年金百圓以内の學資を貸給することあるべし。學資の貸給を受けたる者は、卒業後業務につきたる翌月より起算し、貸給を受けたる月數に二倍せる期限内に於て、其貸給金額を月割を以て之を本校へ返納すべし。又貸給を受けたる者は、卒業後従事すべき業務及俸額等に對し、貸給金額を完償するまでの間、校長の指令に従ふべき義務あるものとす。

本校に於て定めたる教科用圖書の内價壹圓以上のものにして本校に數部を備ふるものは、貸付料を徴收して學生生徒に貸付すべし。貸付料の額は一學年毎に該圖

書の價格の百分の二十とす。貸付料は一學年分前納せしむるものとす。尙本校には別に研究科の一科を置き、卒業生をして一ケ年間其修むる所の學科を深く研究することを得しむ。但し研究生には授業料を課せず。又入學志願者の爲めに、本校卒業生就職の摸樣を示すときは、大略左の如くなるべし。

種目	本	科	舊附屬主計學校
官 吏	四〇	七三	
會 社	一一一	四九	
銀 行	三〇	三九	
取 引 所	二五	一	
商 店	四〇	二八	
專 門 學 校	七	〇	
普 通 學 校	三五	一九	
自 家 營 業	二	二	
海 外 遊 學	八	七	
兵 隊 學 校	一九	七	
未 就 職	一五	九	
不 詳		一八	

死 計 亡 二四 一三 三五三

本校は文部大臣の所管にして、府下神田區一ツ橋通町に在り。現任校長は由布武三郎にして、神田乃武、木村匡、家永豊吉、高橋二郎等四十一名の教授及助教ありて、三百二十四名の生徒を養へり。

東京工業學校

本校は主として將來職工長又は工業教員となるべき者を養成する所とす。教科を分ちて、化學工藝部、機械工藝部の二部となし、更に化學工藝部中、染織工科、陶器玻璃工科、應用化學科の三科を置き、機械工藝部中、機械科、電氣工學科の二科を置く。

化學工藝部の學科課程は、數學、物理學、無機化學、礦物學、有機化學、一般應用化學、應用機械學、定性分析、定量分析、工業分析、圖畫、機械製圖、實修、工場建築法、英語、簿記、躰操等にして、尙此外に染織工科には染色法及配色法、機織練習、染色法及媒染劑製造に關する豫備實驗、諸織緯、練方、漂白侵染、捺染、織方意匠及意匠畫を課し、陶器玻璃工科には陶磁器、玻璃、セメント、煉瓦、漆灰

等の製造法、製造に關する豫備實驗、意匠及意匠畫を課し、應用化學科には特別應用化學、電鑄及電鍍法、酸類鹽類等の精製、化學製品電鑄電鍍製造實驗等を課し、毎週四十一時間の教授とす。

機械工藝部の學科課程は、數學、物理學、無機化學、工具用法、應用化學、電氣學特別講義、製造用諸機械、發動機、圖畫、機械製圖、原範製造及鑄造實修、銅工鍛工上鍛工等の實習、電氣工場蒸氣機械及蒸氣室實習、工場製圖實習、工場建築法、英語、簿記、躰操等にして、毎週四十一時間の教授とす。但電氣工業科の學科課程は追て之を定むべし。

本校生徒の修業年限は三ヶ年とす。生徒卒業の後尙一ヶ年以上現業實習として本校の監督を受け、製造所又は實業者に就き、職工の業を執らしむるものとす。入學の期は毎學年の始め一回とす。入學せんとするものは左の各項に適合し、且學科試業に合格する者とす。

- 年齢 滿十七年以上滿二十五年以下
 - 品行 端正なる者
 - 身體 強健なる者
 - 資格 工業者の子弟、又は將來工業に従事せんとする志望の鞏固なる者
- 入學試業の學科課程は左の如し。

讀 書 漢文交り文
 作文 漢字交り文
 算術 四則、分數、小數、比例、百分算、開平、開立、求積
 代數 諸定義、符號、四則、最大公約數、最小公倍數、分數、比例、一元一次方程式、多元一次方程式及其問題、負數の解釋、不定不能の場合
 平面幾何 諸定義、一點に於ける角、平行直線、三角形、平行四邊形、軌跡、平面積
 圖 畫 自在畫(鉛筆畫、若くは毛筆畫) 器物及草花等の實物臨寫
 物理 大意
 無機化學 大意
 英語解釋 凡ユニチン第四讀本の程度
 但し毎年募集人員概ね九十名の中、其半數を競争試験に合格する者より入學せしめ、他の半數は、府縣尋常中學校、各高等學校の大學豫科、及本校に於て適當と認めし所の公私立尋常中學校の卒業生の中に於て、成績優良の者に限り、該學校長の證明を待ちて、無試験入學を得しむるものとす。
 入學試験を受けんと欲する者は、入學願書に履歷書及試験料金貳圓を添へて收入官吏に納むべし。
 生徒は自費を以て本校制定の帽、被服を調製着用すべし。 新入學生徒は其入學の

日より一ヶ月以内に調製着用すべし。
 生徒授業料は一學年金拾五圓と定め之を二回に分納せしむ。 授業料は毎學期の始め一週間に其半年即一學期分を本校收入官吏に納附すべし。 學力優等品行善良にして他生徒の模範たるべきものは特待生と爲し、一學期若くは數學期間の授業料を免す。 撰料生の授業料は一個月金壹圓とし、毎月五日迄に本校收入官吏に納付せしむ。 但し八月分は之を徴收せず。
 尙本校卒業生の就職一斑を示すこと左の如し。

種別	官廳ニ奉職スル者	私立工場ニ就業スル者	學校教員タル者	自營	海外留學	專攻科生	兵役	未定	死亡	合計
種別	化學工藝部卒業	機械工藝部卒業	計							
種別	官廳ニ奉職スル者	私立工場ニ就業スル者	學校教員タル者	自營	海外留學	專攻科生	兵役	未定	死亡	合計
種別	化學工藝部卒業	機械工藝部卒業	計							
種別	官廳ニ奉職スル者	私立工場ニ就業スル者	學校教員タル者	自營	海外留學	專攻科生	兵役	未定	死亡	合計
種別	化學工藝部卒業	機械工藝部卒業	計							
種別	官廳ニ奉職スル者	私立工場ニ就業スル者	學校教員タル者	自營	海外留學	專攻科生	兵役	未定	死亡	合計
種別	化學工藝部卒業	機械工藝部卒業	計							

第一章 官立諸學校

本校は文部大臣の所轄に屬し、府下淺草區藏前片町に在りて隅田川に臨み、教場、事務所、化學工場、機械工場、徒弟學校工場等、百般の設備具はらざるはなし。現任校長は手島精一にして、阪田貞一、伊藤新六郎、以下三十二名の教授及助教を以て、二百九十名の生徒を養へり。

同附屬職工徒弟學校

本校は大工指物師又は鍛冶鑄物師等の子弟、並に一般の兒童にして、後來是等の業に就き、職工とならむとする者を入學せしむる所とす。課業は實業學術の二種とし、實業は木工科に在りては大工指物師の如く現に物品を作り、又金工科にありては鍛冶鑄物師の如く、鍛冶、仕上、鑄物等夫々設けたる工場に於て學ばしむ。又學術は實業に必要な読み書き算術圖書及び理科の初歩等にして、何れも實用に缺くべからざるものなり。修業年限は三ヶ年とす。授業時間は毎日修學三時間を度とし、實修は當初毎日五時として、漸次時數を増して日没に至る。入學の期は、每學年の始め一回とす。入學せんとする者は、左の各項に適するものとす。但し學力優等品行端正にして、一ヶ年以上實業に従事したるの實蹟ある者は、該

年齢の限にあらす。

年齢 滿十二年以上滿十五年以下
品行 端正なる者
學力 尋常小學第三年級以上の學力ある者
授業料は一ヶ月金貳拾五錢とし、毎月五日迄に納めしめ、二年三年生は之を免す。

東京商船學校

東京商船學校は高等の商船船長運轉手及機關手を養成する所なり。本校生徒は海軍豫備士官の資格を有し、卒業の後は海軍少尉若くは海軍少機關士候補生に準ずるものとす。教科を分て、航海科、及機關科の二つとす。修業年限は航海科五ヶ年、半機關科五ヶ年間となす。

航海科 和漢學、英學、數學、運用術、航海術、砲術、機關學大意
機關科 和漢學、英學、數學、機關學、製圖
入學の期は毎年七月と定む。生徒は年齢十五年以上二十一年以下にして、體格検査及學科試験に合格したる者に限る。體格試験の合格者に非ざれば學科試験を行ふとなし。學科試験の科目は左の如し、

英 學 會話、書取、和英復文、歴史及物理講義 數 學 算數學、代數學、幾何學

和漢學 史類及文集類講義
物理化學 大意

作文 記事及尺牘
地理歴史 内外國

生徒在學中は決して退學を願ふを許さず。自費生は在學中の經費は都て之を自辨し、貸費生は之を本校より貸與する者とす。生徒の經費は自費貸費を問はず、一ヶ月凡金八圓と定む。貸費生卒業の後貸與金の還納を了る迄は、本校の指命に遵ひ船舶に乗組み、若くは之に關する業務に従事し、毎月俸給高五分の一以上の金額を以て、本人若くは保證人より其貸與金を還納せしむ。入學者をして成業後の結果を知らしめむ爲め、茲に本校卒業生の職務を示すこと左の如し。

船長	月給七十圓乃至百五十圓	運轉手	月給二十圓乃至六十圓
機關手	同二十五圓乃至百四十圓	水先人	收入月額五百圓
海軍大尉	高等官	同少尉	高等官
商船學校教授	高等官	同助教	判任官
船舶司檢官	高等官	同司檢官補	判任官
官廳技師	高等官	同技手	判任官
航業會社員			

本校は遞信省の管理に屬し、府下京橋區靈岸島に在りて、近く隅田川と相望めり。

現任校長心得は松山温徳にして、松本安藏、荒川重秀以下教員十八名を以て百九十四名の生徒を養へり。(三月現在)
尙當校は大阪及函館に商船學校分校を置き、目下簡易科に六十四名、別科に百六十五名の生徒を養へり。

本校及分校とも、自費貸費に拘らず、試験料、授業料、及校費を徴收せず。

東京郵便電信學校

本校は郵便電信に關する必須の教育を施し、將來郵便電信業務に従事すべき者を養成するを以て目的とす。教科を區別して、郵便科及電信科の二科に分ち、郵便科に於ては郵便電信に關する特殊の學藝及其處務の方法を教授し、電信科に於ては電氣に關する技術及電信處務の要領を教授す。修業年限は各二ケ年にして、學科課目は左の如し。

- 郵便科 作文、數學、英語、法律、郵便電信行政、内國郵便、外國郵便、爲替貯金、出納事務、兵式体操、及隨意科としての佛語
- 電信科 作文、數學、英語、圖學、電氣學、電信工學及電話、電氣及通信技術、電氣實驗、内國電信、外國電信、兵式体操

入學は每學年の終りに於てす。學年は四月一日に始り、翌年三月末日に終る。試験科目は左の如し。但し尋常中學校の卒業證書を有する者は入學試験を受くるを要せず。

英語、和漢文、物理化學、内外國地理、内外國歴史、數學等

試験應募者は年齢十六年以上二十年以下の者たるを要す。入學志願者は受験願書に金壹圓の登記印紙を貼用の上差出すべし。本校にては優等の生徒を撰びて特待生とし毎月五圓の學資を給す。但生徒卒業の後は四ヶ年間遞信省に奉職するの義務ありとす。

生徒は都て授業料を課せず、被服、書籍、器具等は一切本校より貸附すべし。

本校は遞信大臣の所轄にして、府下芝區芝公園地内に在り。現任學校長は草間時福にして、池田十三郎、田中貞吉、五十嵐秀助、以下十四名の教師を以て二百九十三名の生徒を養へり。

東京美術學校

本校は、繪畫、彫刻、美術工藝の諸科を置き、各科専門の技術家、及び普通圖書の教員たるべき者を養成する所とす。

教科を分つて、各本科、及豫備科とす。豫備科は各本科に入るの前に履修せしむる所にして、臨畫、寫生、造型、用器畫法、幾何學、理科、歴史、和漢文、美術及美術史、體操にして一ヶ年の課程とす。

本科は繪畫科、彫刻科、美術工藝科の三科にして、美術工藝科又分つて彫金科、鑄金科、及蒔繪科の三科とす。各科の修業年限は四ヶ年にして、學科課程は左の如し。

繪畫科 臨摸、寫生、新案、圖案法、用器畫法、美術解剖、考古學、和漢文、教育學、建築裝飾、製作實習等

彫刻科 摸刻、寫生、新案、圖案法、美術解剖、和漢文、考古學、彫刻手訣、各種材料手法、建築裝飾術、製作實習等

彫金科 工場實習、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、和漢文、應用化學、彫金圖案、蠟型、工場實習、及卒業製作等

鑄金科 工場實習、造型、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、和漢文、應用化學、鑄金圖案、蠟型、工場實習、及卒業製作等

蒔繪科 工場實習、調漆法、圖案法、繪畫、漆工史、美術解剖、考古學、和漢文、應用化學、蒔繪圖案、工場實習、及卒業製作等

入學の期は每學年の初め即九月とす。入學志願者は本校に於て入學試験を受ける者と府縣の特選に係る者との二種とし、年齢滿十六年以上滿廿五年以下にして、品

行善良、身軀強健にして、左の試験課目に合格する者とする。但尋常中學校卒業以上の者は、製作物の試験のみにして學科試験を受くるを要せず。書と彫刻とは其一を撰ばしむ。

- 讀書 和漢文
- 算術及平面幾何
- 日本及支那歴史大要
- 地 理 日本及萬國地理大要
- 物理化學 大要
- 漢字交文
- 彫刻模造及彫刻圖案 全上

入學志願者は試験料金壹圓を納むべし。入學の許可を得たる者は正副保證人連署の在學證書を出すべし。

各科卒業の生徒にして猶其實技を研究せんと欲し願出る者は、適當と認むる者に限り研究生たるを許す。研究生の在學期限は二ケ年以内とし、保證人を要せず授業料を徴收せず。

各科中特に一課目若くは數課目を撰び學修せんと欲し、入學を願出づる者は、年齢滿十七年以上にして、當該教員に於て試験をなし、教員會議を以て新撰の課目を學修するに堪ゆると認むる者に限り、各級正科生に缺員あるときは撰科生として入學を許すことあるべし。

道廳府縣縣學校圖書教員にして、尙其技術又は圖書に關する學科を補修せむと欲

する者をば講習生として入學を許す。在學の期限は一ケ年以上二ケ年以内とし、保證人を要せず授業料を徴收せず。

授業料は一學年金拾圓とし、該金額は九月十一月二月四月の初旬に於て本校收入官に分納すべし。

教科用圖書、繪畫彫刻技術工藝用の小道具、及繪具筆紙等は、生徒各自の自辨たるべく、實技上重要な器品は本校より貸付すべし。

尙入學志願者の爲めに、二十四年七月以來當校卒業生三十七名の就職概況を示すべし。

府縣立尋常中學校教員	七名	同尋常師範學校	七名
同高等女學校教員	一名	學習院教員	一名
帝國博物館雇	一名	東京美術學校雇	一名
國華社員	一名	私立繪畫學校教員	三名
縣立工業學校教員	二名	自營	十名
研究科入學	二名	一年志願兵	一名

本校は文部大臣の所轄に屬して、上野公園地の内に在り。現任校長は岡倉覺三にして、加納夏雄、橋本雅邦、高村光雲、川端玉章、石川光明等三十二名の教授及助教授ありて二百十四名の生徒を養へり。

東京盲啞學校

本校は盲啞の子弟を教育し、自立の道を得しむることを目的とす。教科を分て尋常科及技藝科の二つとす。學科課程は左の如し。

盲生尋常科 國語、算術、講談、體操

同 技藝科 音樂、鍼治、按摩

啞生尋常科 讀方、習字、作文、算術、筆談、體操

同 技藝科 圖畫、彫刻、指物、裁縫

修業年限は按摩を専修する者は三ヶ年、其他は凡そ五ヶ年とす。

生徒入學は毎年四月之を許す。入學を許す者は年齢凡八年以上十八年以下、身體健康にして種痘又は天然痘濟の者に限る。生徒在學中は授業料一ヶ月金五十錢を納めしむ。但貧困にして本文の授業料を納むること能はざる者は、詮議の上之を減額し又は全く免除すべし。生徒は願に依り寄宿を許す。寄宿料は一ヶ月金三圓とす。半途にして退學せんとする者は願主及保證人の連署を以て願出べし。

本校は文部大臣の所管にして、府下小石川區指ヶ谷町に在り。現任校長は小西信八にして、石川倉次、遠山邦太郎、以下九名の教諭囑托員を以て百十餘名の生徒

を養成せり。

第二章 私立専門各學校

東京専門學校

本校は政治學、法律學及び英文學を教授する所とす。

教科を分て政學部、法學部及び文學部の三部とし、政治學部には政治科を置き、文學部には文學科及專修英語科と兼修英語科の三科を置き、而して法學部には又法律科、及行政科の二科を設く。又彼の政治科、法律科及行政科には、邦語英語の

兩科を設け、生徒の志望に依り邦語若くは英語を以て教授せり。

修業年限は各三ヶ年にして、各學科の科目及課程は概左の如し。

政治科 政治學、經濟學、財政學、史學、地理學、哲學、統計學、法學、論文、商工實務、簿記

原理、討論、兼修英語、体操、及參考課

法律科 法學通論、民法、商法、刑法、訴訟法、國際法、法理學、擬律擬判、國法學、哲學、論

文、商工實務、簿記原理、体操、兼修英語、參考課

行政科 法學通論、民法、商法、刑法、訴訟法、國際法、法理學、擬律擬判、國法學、經濟學、

財政學、哲學、論文、簿記原理、体操、英語兼修、參考課

文學科 哲學、史學、英文學、國文學、漢文學、体操、參考課

第二章 私立専門各學校

英語科 英文、英語、國文、漢文、科外、体操

學年は毎年九月に始り翌年七月に終る。又學年を二學期に分ち、前期は九月十一日より二月末日に至り、後期は三月一日より七月二十日に至るものとす。

本校及以下五校は司法省指定の法律學校にして、指定學校の卒業生は判事檢事登用試験に出席することを得るものとす。

入校試験は、毎年二月、六月、九月に於て行ふ。但し中途入校を乞ふ者は假入校を許し、傍聽生として入校試験の期日を待たしむ。英語各本科第一年級に入學せんと欲する者は專修英語科を卒業したる者、若くは之と同等の學力ある者たるべし。

邦語各本科第一年級に入學せんと欲する者は左の入校試験を経たる者たるべし。

國語 漢字交文

漢文 日本政記、正文章軌範の類講讀

入校せんとする者は年齡滿十七年以上たるべし。但し專修英語科に限り滿十四年以上ならば入學を許すべし。入校を請ふものは入校試験願書に履歷書を添へて差出し、許可を得たるるとき保證人連署の在學證書を出すべし。但し其入校手續は大抵同一のものなれば以上一々は掲載せず。入校の際には束脩として金壹圓を納むべし。各學科一學年間の學費を定むること左の如し。但專修英語科第一年級第

二年級は前期を六圓とし後期を五圓とし、第三年級は前期を九圓とし後期を七圓五拾錢とす。

前期 金拾圓

後期 金九圓

學期の始めに於て學費を全納し得ざる時は毎月三日を限り之を分納することを得しむ。各邦語科の生徒にして兼修英語科を修むるも別に學費を要せず。本校寄宿舎に入る者は毎月左の費用を納むべし。

舎費 金四拾錢

月俸 金三圓四十錢

各學科に要する英語教課書は些少の手續料を徴收して凡て之を貸與すべし。專修英語科及び兼修英語科は總て手續料を納むるを要せず。

又本校には別に校外生といふものを置いて、講義筆記を頒布せり。講義録は政治科、法律科、及行政科の三科となし、各科毎月三回發兌す。校外生を望む者は束修金五拾錢を納め、講義録の費用として毎月金四拾錢を納むべし。尙此講義録の外本校にては文學に關する早稻田文學といへる雜誌を發刊し、以て當代の文運を進むることに盡力せり。

本校は民間幾多の學校中特に校舎の壯麗と土地の閑靜を以て名あるものにて、府下牛込早稻田に在り。學校長は法學博士鳩山和夫にして、高田早苗、天野爲之、

坪内雄藏、大隈英麿等四十一名の講師を以て九百八十名の生徒を養へり。

百十

明治法律學校

本校は法律及經濟に關する學術を生徒に教授し、併せて外國の法律及經濟學を研究せしむるを目的とす。

教科は邦語を以て教授し、三ヶ年を以て成業せしむ。教授科目は左の如し。

第一年科 刑法、刑事訴訟法、法例并に民法人事篇、民法財産篇 第一部 第二部

第二年科 裁判所構成法、民事訴訟法、民法財産篇、第二部、民法證據篇、商法 第一篇 第十一章迄、理財學、擬律擬判

理財產、擬律擬判

第三年科 民法財産取得篇、民法債權擔保篇、商法第一篇 第十二章以下及第二篇 第三篇、帝國憲法、

行政法、國際法、擬律擬判

年齢十七年以上の者は何時にても入學を許す。其入學試験科目は左の如し。

國語 片假名交作文 漢文 白文訓點 數學 四則、分數、比例

入校を請ふ者は市中在住若くは寄留の者にして身元確かなるものを以て保證人と定め、本校所定の書式に依り保證書及び學業履歷書を出すべし。

入學する者は入校金壹圓を納めしむ。生徒在學中は缺席すると否とに拘はらず、毎月通學生は月謝壹圓、入塾生は壹圓四拾錢を納むべし。入塾生賄料は一ヶ月金

貳圓八拾錢と定め、届出の上外泊三日以上に及ぶときは日割を以て計算す。通學生は前月中に月謝を完納すべし、未納の者は昇校を停止す。入塾生は前月中に月謝賄料を完納すべし、未納の者は退塾を命ず。生徒三ヶ月以上引續き月謝を納めざる者あるときは退學と見做し、其姓名を學籍より削除すべし。卒業の見込なき者又は品行不良の者は斷然退校を命ずべし。

本校にては又講法會なる者を設け、本校講義を筆記して毎月三回五の日を以て刊行し、之を會員に配賦すべし。本會は何人に限らず、又何時にても入會を許す。但入會の時は入會金三拾錢を納めしむ。講義録は毎年九月第一號を發行し、三ヶ年にして完結す。會費は一ヶ月六拾錢にして、毎月廿五日迄に翌月分を前納せしむ。

本校は民間私立學校中屈指の巨校にして、神田駿河臺南甲賀町に在り。學校長は法律學士岸本辰雄にして、教頭法學博士熊野敏三以下、磯邊四郎、小池靖一、井上正一等の講師二十六名を以て、八百六十八人の生徒を目下養へり。

東京法律學院

本院は、法律及一般政治思想の養成を目的とし、本邦制定の法律並に經濟に關す

となることを得しむ。但年齢十七年未滿の者は之を許さず。東脩は金壹圓にして、月謝金壹圓、二科兼修の者は月謝壹圓四拾錢を納むるを要す。

尙本校に於て毎週發兌の講義録を求むる者は郵送料共一冊に付金拾錢の割を以て送金すべし。

法律科及理財科第二級及第三級生徒中、前學年の試験に於て最も優等の成績を得たる者、各級一名を撰抜して優待生とす。優待生には一學年間毎月の月謝を免除すべし。

本校は神田今川小路二丁目に在り。校主は法學士高橋捨六にして、濱田健次郎、奥田義人、相馬永胤等五拾四名の講師ありて、四百二十名の生徒を現に養へり。

日本法律學校

本校は日本法律を授くるを以て目的とす。修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

法學通論、憲法、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、民法、民事訴訟法、商法、國際法、行政法、法例、理財學、財政學、訴訟演習

本校生徒を區別して正科生及副科生とし、正科生には、全科目を修めしめ、副科生には一科目以上を適宜修めしむ。入學は二月九月の兩度にして、試験科目は左の如し。

國語 假名交文、作文 漢文 白文訓點 數學 四則、分數、比例 學費は東脩金壹圓、授業料は壹圓とす。又本校發行の講義録を得んとする者は東脩四拾錢月謝金三十六錢を納むべし。講義録は毎月三回發行し毎號百ページの限りとす。

本校は麴町區飯田町五丁目に在り。學校長は松岡康毅にして、穂積八束、加藤高明、寺尾亨、斯波淳六郎、宮崎道三郎等二十九名の講師ありて、目下二百名の生徒を有せり。

和佛法律學校

本校は佛語又は邦語を用ひ法律學を教授するを以て目的とす。學科を分て佛語法律科、邦語法律科の二つとす。修業年限は三ヶ年にして、佛語を以て教授するを佛語法律科とし、邦語を以て教授するを邦語法律科と稱すれども、其課程は相同じ。

法學通論、民法、佛國民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、憲法、行政法、國際法、法理學、理財學、財政學、擬律擬判等
 入學せんとする者は年齢満十七年以上にして、試験課目は左の如し。
 國語 假名交文 漢文 講讀又は辨書 數學 四則、分數、比例
 入學の際は入學金壹圓を納むべし。授業料は一月金壹圓とす。
 本校も亦校外生を置き、毎月二回講義録を發行す。普通校外生は入學金五拾錢
 月謝金四拾錢にして、特別校外生は入學金四拾錢月謝金三拾五錢を納むべし。官
 吏及雇員、銀行諸會社官公立學校教員生徒及雇員は特別校外生たることを得。
 本校は麴町富士見町六丁目に在りて、佛語を以て教授する法律學校の牛耳を執れ
 り。學校長は法學博士箕作麟祥にして、梅謙二郎、薩埵正邦、寺尾亨、岡田朝太
 郎等五十九名の講師ありて六百六十名の生徒を教授せり。

慶應義塾

本塾は英語を以て教授する私立學校中の巨擘にして、福澤諭吉が慶應年中に創立
 したる所なり。
 教科を分て普通科、専門科の二つとす。普通科は又分て正科及別科の二種とし、

正科を再別して豫科と本科の二つとし、豫科を終つて本科に進ましむ。

正科の修業年限は凡六ヶ年にして、學科課程は左の如し。
 豫科 英語學、(綴字、習字、讀方、書取、譯讀、講義、作文、會話)漢學、數學、(算術)日本
 作文、

本科 英語學、(會話、作文、文法、エッセー、レトリック)數學(代數、幾何、三角術)簿記、
 日本作文、論理學、歴史、經濟學、法律學、憲法、國際法

別科の修業年限は四ヶ年にして學科課程は左の如し。
 別科 英語學(譯讀、講義、論議、翻譯)日本作文等

専門科は所謂本塾の「大學部」にして、之を分て文學科、理財科、法律科の三つと
 なし、其修業年限は各三年となす。

文學科の學科課程は左の如し。
 修辭學、修辭演習、論文演習、英米學史及哲學史、歴史、和文學、漢文學、心理學、論理學、倫理學、
 審美學、教育學、社會學、佛語、獨逸語等
 理財科の學科課程は左の如し。

經濟學原理、近世經濟史、經濟學諸派概論、保護及自由貿易史、簿記、保險銀行關稅租稅各疑問、研究
 商業地理、民法、商法、國際法、憲法及行政法、統計學、本邦作文、英作文、佛語、獨逸語等
 法律科の學科課程は左の如し。
 民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、憲法及行政法、國際法、法理學、經濟學原理、英普通法、

第二章 私立専門各學校

英私犯法、英證據法、英衡平法、羅馬法、羅甸語、佛語、獨語、訴訟法實地演習等

日本法律科の學科課程は左の如し。

民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、憲法及行政法、訴訟法實地演習、

入學の期は每學年の始めとす。學年は一月十一日に起り十二月廿五日に終るものとす。但し普通科は何時にても入社せしむ。入社せんとする者は學業履歷書を塾監局に出し、試験の上にて相當の級へ編入せらるべし。

入學する者はすべて入社金三圓を納むべし。大學部入學受験料は金壹圓とす。學費、普通科は授業料毎月金壹圓七拾五錢を納め、寄宿生は塾費として毎月金壹圓四十五錢通學生は教場費として金拾五錢を納めしむ。大學部授業料は一ヶ年金三拾圓、日本法律科は金拾八圓となし、三學期に分て前納せしめ、別に教場費として每學期金五拾錢を納めしむ。塾を大別して大人寮、及童子寮の二つとす。別に幼稚舎なるものを設けて童兒の極めて幼稚なる者を入舎せしめて保護を加ふ。入塾する者は毎月食料金三圓乃至金三圓五拾錢を納むべし。又課業書を本塾より借用する者には毎月十錢を納めしむ。

塾舎は芝區三田二丁目の高臺に在りて、福澤諭吉之を監督し、五十二名の教師ありて一千八十八名の生徒を養成するところなり。

同附屬朝鮮語學校

尙慶義塾には昨年新たに開始せる朝鮮語學校ありて、有志の者の便益を圖り、

其學科目は左の如し。

諺文、綴字講義、單語、連語、翻譯、實地演習等

修業年限は一年にして、授業時間は午後六時より八時迄の間にして、毎日一時間と定む。

入學を望む者は毎年々末、十二月十五日より二十五日迄に申込むを以て利ありとす。學費は東修金壹圓、月謝金五拾錢を納めしむ。

同附屬商業學校

又慶應義塾には商業學校の設けありて、商家の徒弟諸學校の生徒に事業の餘暇を以て商業の端緒を修めしむ。

學科を分ちて尋常科及高等科の二つとなし、修業年限は尋常科一年高等科六ヶ月にして、毎日午後六時より九時までとす。

其學科目は左の如し。

尋常科 簿記、算術、英語、商用作文、習字、商業地理、經濟、商法、實地演習

高等科 英語、算術、經濟、商業歷史、商法
 入學を望む者は毎年左の期、日内に申込むべし。
 第一學期 四月二十日より三十日に至るまで。
 第二學期 八月二十日より同月三十一日まで。
 第三學期 十二月十五日より同二十五日まで。
 學費は東修金壹圓、月謝金八拾錢、校費として毎月金貳拾錢を納めしむ。

攻玉舎

本社は専ら數理上の學科を教授するを主とし、兼て幼童青年の爲めに普通科を授くるを以て目的とす。

教科を大別して普通專修の二科となし、更に小別すること左の如し。

普 幼 年 科	專 數 學 科 (普通科、高等科)
通 青 年 科	門 土 木 科 (豫科、本科)
海軍兵學校豫備科	商 船 科 (當分缺科)
科 女 子 科	

「幼年科」は尋常小學校卒業以上の者に普通科を授くるを旨とし、修業年限は四ヶ年にして、學科課目は左の如し。

修身、和漢學、作文、英學、算術、地理、歴史、理科、習字、圖畫、体操

「青年科」は年齢十四年以上の者に稍高尚なる普通科を授くるを以て主眼とし、修業年限は五ヶ年にして、學科課目は左の如し。

修身、和漢學、英語、地理、歴史、數學、理科、習字、圖畫、簿記、体操

「豫備科」は海軍兵學校東京商船學校に入校志願者の爲めに設くる所にして、分て三學級となす。學科課目は左の如し。

和漢學、英學、數學、体操等

「女子科」は女子に必要な普通高等の學科を教へ、女徳を養ひ身軀を健やかならしむるを以て目的とし、又分つて豫科本科とす。修業年限は各四ヶ年にして、學科課目は左の如し。

修身、和漢文、英語、算術、地理、歴史、博物、物理、裁縫、禮式、家政、習字、圖畫、唱歌、体操

「專修數學科」は數學を教授するを以て目的とす。分て普通科高等科とし、各一年半を以て卒業せしめ、尙其上に特別研究科を置いて隨意に好む所を修めしむ。學科課目は左の如し。

算術、代數、幾何、三角、重學、測量、微分積分、英語等

「專修土木科」は土木事業の技手を養成するを以て目的とす。修業年限は二ヶ年にして、學科課目は左の如し。

○**數學**、**土木學**、**測量**、**製圖**、**英語**等
 ○**學費**は何れの學科を問はず、各、**授業料**一ヶ月金壹圓、**教場費**拾五錢にして、**寄宿**生は**食料**毎月金貳圓五拾錢乃至三圓五拾錢**寄宿費**貳拾五錢づゝとす。
 本社は府下芝區新錢座町十番地に在り。校主は工學士近藤基樹、校長は藤田潜にして、五十名の教師を以て五百五十人の生徒を養へり。

國學院

本院は國史國文國法を教授し、併せて廣く之が研究及應用に須要なる諸學科を修めしむる所とす。

○**教科**を分て、**本科**及び**研究科**の二となす。○**修業年限**は**本科**三年、**研究科**二年にして、**學科課程**は左の如し。

本科 國史、國文、道義、法制、外國史、地理、哲學、漢文、英語、体操
研究科 國史、國文、道義、法制、哲學、漢文、英文等
 ○**入學の期**は、九月七月の兩度とす。○**本科**一年級に入るを得べき者は、尋常中學卒業の學力を有する者たるべし。○**本科中**、**學科**を撰て入學する者、之を撰科とす。○**學費**は、**本科**研究科共**授業料**各金壹圓五拾錢とし、撰科は金壹圓を納むるを要す。

本院學生々徒にして學術最優等に品行最方正なる者をば、**給費生**とし、**食費**を給し**授業料**を免ず。○**本院**學生の學術優等品行方正なる者にして**學費**を支辨する能はざる者に限り、一學年に付七拾五圓以内の**學費**を貸與す。○**貸費生**は、卒業半ヶ年の後、**貸費**を受けたる年數と均しき期限内に於て、壹ヶ年六分の利子を附して月賦返納するものとす。○**又**他の一般生徒と雖も**教科書**を自辨する能はざる者には、之を**貸附**するとあるべし。

本院は府下麴町區飯田町五丁目に在りて、故伯爵山田顯義等の率先創立する所に係り、院長は國重正文にして、文學博士小中村正矩、西村茂樹、本居豐顯、高津鍬三郎、三上參次、萩野由之等、講師四十餘名を以て生徒の教養に従事せり。

哲學館

本館は東西兩洋の哲學、史學、文學、教育學、宗教學等を教授するの所にして、**教科**を普通高等の二科とし、**普通科**三年、**專門科**二年、都合五ヶ年を以て卒業せしむ。○**學科課程**は左の如し

普通科 論理學、倫理學、審美學、史學、心理學、社會學、教育學、純正哲學、古代哲學、近世哲學、宗教哲學、國學、漢學、佛學等、並に科外、講習科

專門科

國史、國文、史學、文學(國學科)
道德學、文章學、倫理學、文學(漢學科)
俱舍、唯識、天台、華嚴、及各宗派、純正哲學、宗教學(佛學科)
哲學、史學、並に文學(洋學科)

學年は毎年九月十六日に始まり、翌年七月十五日に終る。入學期日は毎年九月とす。學費は東脩金壹圓五拾錢、月謝金九拾錢、館費金拾五錢とす。本館々外員の爲めに毎月三回講義録を發刊す。館外員は東脩金三拾五錢、月謝金貳拾八錢を納むべし。

本館は本郷區駒込蓬萊町に在り。館主は文學士井上圓了にして、國府寺新作、石川千代松、三宅雄次郎、村上專精等十六名の講師ありて、二百五十名の生徒を養へり。

東亞學院

本院は東亞の學術を研究するを目的とす。學科を分ちて、本科、漢學別科、朝鮮支那語學科とす。本科は年齢十六年以上の男子にして、尋常中學卒業相當の學力を有する者に入學

せしめ、別科は年齢十二年以上の男子にして尋常小學科卒業以上の者たるを要す。本科及漢學別科は各二學年にして、其課目は左の如し。

- 本科 支那哲學、支那文學、東洋史、西洋歴史、哲學概論、哲學史、論理、心理、印度哲學、國文、國史、支那語及支那時文
- 別科 論語、孝經、小學、孟子、莊子、尙書、周易、毛詩、大學、中庸、老子、韓非子、左傳、唐宋八家文、史記、文章軌範、日本政記、日本外史、十八史略

支那語朝鮮語は一學年にして教員の口頭を以て之を授く。學費は東脩五拾錢、月謝、本科は金壹圓、漢學別科六拾錢、語學各四拾錢とす。校舎は神田駿河臺西紅梅町七番地にあり。創立日尙淺しと雖も、其評議員講師には朝野知名の人多く、前途の盛隆日を期して待つを得べしといふも可ならむ。

國民英學會

本會は主として實用の英語と高等の英文學とを教授し、教科を分ちて正科、高等科、商業英語科、及夜學科の四科とす。修業年限は、正科二年半、高等科商業英語科一ケ年、夜學科二ケ年間とす。英語を教授するの學校都下に多しと雖も其學科の高尙にして教授の周密なることは本會を以て重なるものとす。

學年を分て前後の二期とす。前期は十二月一日に始まり、後期は五月一日に始まる。學費は入會金壹圓、月謝高等科は金壹圓、正科は級の上下に従ひ、金六拾錢、金七拾錢の二種に分ち、商業英語科六拾五錢、夜學科は東脩五拾錢、月謝三拾錢、以上七拾錢となす。

本會は府下にて英學を専門に教授する學校の隨一にして、神田錦町三丁目にあり。會主は磯邊彌一郎にして、齋藤秀三郎、高橋五郎、吉岡哲太郎、米人ワルツ、ホステター等十名の教師を以て、五百二十名の生徒を教授せり（四月現在）

東京佛語學校

本校は外國語として佛語を編入する尋常中學の課程を修めむとする者、高等中學校陸軍諸學校司法省指定學校に入らむとする者、及び佛語學のみを修めんとする者を養成するを以て目的とす。

教科を分て、本科、別科、及び夜學科とし、修業年限は本科五、六年以内、別科三、四年の課程とす。尋常中學科の課程を修め、入學受験科を修めんとする者は本科に入らしめ、専ら佛語のみを修めんとする者は別科若くは夜學科に入らしむ。學科課程は左の如し。

本科 倫理、國語、漢文、佛語、地理、歴史、數學、博物、物理、化學、圖畫、体操等、

別科及夜學科 佛語(習字、讀法、譯讀、書取、會話、文法、作文、翻譯等)

學年は九月十一日に始まり翌年七月三十一日に終る。入學せんとする者は、年齢滿十四年以上にして、高等小學科卒業の者、又は之と同等以上の學力ありと認むる者たるべし。

學費は東脩金壹圓、月謝、本科は金壹圓貳拾錢、別科及夜學科金壹圓とす。但し本科は都合ありて、當分休業のよしなれば、さる心得にて入學すべし。

本校は府下麴町區富士見町に在りて、和佛法律學校に附屬し、箕作麟祥これに長たり。

獨逸語學校

本校は主として獨逸學を教授して傍ら官立諸學校の入學受験科をも授け、又獨逸語を以て醫學各科をも教授せり。

教科は、正科、撰科、醫科及び夜學科の四科にして、修業年限は正科三、四年夜學科五ヶ月とす。正科は、獨逸語、數學、及和漢學にして、傍ら官立學校の入學試験に必須なる、博物、理化、地理、歴史、畫學、体操等の諸科を教授し、醫科は内

科、外科、眼科、藥物等の諸課を教授し、撰科は正科中の或科目若くは醫科中の或科目を撰修せしむるものとす。
學費は東脩金壹圓、月謝は各科金壹圓とす。
本校は本郷區元町二丁目に在り。學校長は醫學士山縣正雄にして二十一名の教員を以て百六十名の生徒を養へり。(四月現在)

外國語學校

本校は實用的英語、支那語、朝鮮語其他の國語を教授するの所とす。
教科を大別して、英學部、支那語學部、朝鮮語學部の三科とす。
朝鮮語學部 會話專修科、高等科、
支那語學部 速成科、普通科、特別科
英學部 會話專修科、正則受驗科、隨意科
學費は各科授業料毎月壹圓以下六拾錢にして、東脩も亦壹圓乃至五拾錢の間に居れり。

校舎は神田錦町三丁目二番地にありて、其教員には張滋昉、文弘錫、ガンツレツト、マツケイレット、野田正太郎等あれば、校運の隆盛日を期して是亦或は待つを

得べきか。

東京數學院

本院は主として數學を授くるの外、尙英學漢學等を教授するの所にして、教科を分ちて、専門學部、尋常中學部、陸海軍受驗科及撰修科とす。

専門學部を大別して、數學部、英學部、漢學部とす。數學部にて授くる所は即ち左の如し。

算術、代數、幾何、高等代數、立休幾何、解折幾何、圓錐曲線法、平面三角法、テトルミナント、方程
式論、球面三角法、微分學、積分學、三軸法、最小二乘法、重學

修業期限は一學期凡四ヶ月にして、而して數學は、別科、普通科(前期後期)本科
(一級乃至四級)の八學期間と定む。

本院は神田猿樂町二番地にあり。學費は東脩金壹圓、月謝は各科五拾錢にして、
校費五錢を納めしむ。

明治學院

本學院の目的は、學生をして英語を以て完全なる基督教主義の高等普通の教育を

受けしめ智徳兼備の學生を養成するにあり。

本院は、分つて普通學部、神學部とす。普通學部は又分ちて高等科及普通科となし、修業年限は普通科五年、高等科二年と定む。學科課程は左の如し。

普通科 聖書、倫理、英語、歴史、地理、數學、漢學、國文、科學、圖畫
高等科 倫理、論理、心理、理財、日本文學、支那文學、英文學、文明史、英國史、高等數學、教育學、地質學、天文學、史論、日本憲法、萬國憲法及撰科としての獨逸語、拉丁語、或

は希臘語

入學の期は毎學期の始めとし、初學生は毎學年の始めとす。學年は四月上旬に始まり、翌年三月下旬に終る。

入學を許すべき者は、普通科第一年級に於ては年齡十二年以上にして高等小學科卒業と同等の學力あるもの、高等科第一年級に於ては年齡十四年以上にして普通科卒業と同等の學力を有する者に限るべし。

束脩は金壹圓、授業料は、各級共毎月金壹圓、在舍料は毎月一圓、一室二人ならば七拾錢、三人ならば五拾錢、食料一ヶ月金三圓三拾錢と定む。

本院は芝區白金今里町にありて、井深梶之助普通學部を總理し、ランヂス、ハッス、マッコレー、シペラ、ワイコッフ、石本、熊野、塚本等十四名の教師ありて、

十四名の生徒を養へり。

青山學院

本校は基督敎理を基として普通並に専門の學科を授くる所にして、敎科を分て豫備學部、高等普通學部、神學部の三科とす。修業年限は、豫備科五ヶ年、普通科三ヶ年、神學科三ヶ年の課程とす。學科課程は左の如し。

豫備科 倫理、國語、漢文、英語、數學、地理、歴史、博物、物理、化學、習字、圖畫、音樂、体操等、

普通科 倫理、國語、漢文、英文、獨逸語、歴史、科學、論理學、倫理學、經濟學、數學、教育學、体操等、

神學科 舊約聖書釋義、新約聖書釋義、聖書神學、組織神學、比較神學、牧會神學、無形神學、基督證據論、基督言行錄、聖書歴史、聖書地理、教會歴史、敎理歴史、辨證論、說敎學、哲學史、心理學、倫理學等、

生徒入學は、毎年三回、一月、四月、及び九月の初旬に於てす。學費、束脩金貳圓、月謝壹圓にして、寄宿生は舍費三拾錢、食料三圓を納めしむ。

本校は南豊島郡澁谷村青山南町に在て、遠く市街の塵烟を絶てたり。學校長は本多庸一にして、チャヘル、ヴェール、ジョンソン等十五名の内外講師ありて、生徒百

東京物理學校

本校は理學の普及を助けんが爲め、數學、重學、測量、物理學、化學を教ふる所とす。修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し、

算術、代數、幾何、三角、測量、重學、解析幾何、微分積分、物理學、化學、實驗等、

本校の學期は前後の二期とす。前期は二月廿一日に始り七月二十日に終り、後期は九月十一日に始り翌年二月二十日に終る。授業時間は毎科一時間半とし、毎夕二科若くは三科を課す。

入學する者は年齢十四年以上たるべし。授業料は第一學期にては金三圓、第二學期にては金四圓、第三第四學期にては金六圓、第五第六學期にては金八圓とし、毎月之を分納せしむ。

本校第二學期以上の學期に於ては、物理學、重學、化學の三學科を總稱して理化學科とし、其他の諸學科を總稱して數學科とす。理化學科、數學科の中を撰びて之を専修する者を撰科生とす。撰科生は授業料を減納せしむ。

本校は神田小川町一番地に在り。學校長は理學博士寺尾壽にして、十一人の教

員を以て三百十三名の生徒を養へり。

濟生學舍

本舍の旨趣は學業の速成を要するにあるを以て、醫學の要領を教授し、期するに三ヶ年を以てし、之を六期に分割す。學科課程は左の如し。

第一期 物理學、無機化學、植物學、動物學、解剖學、

第二期 物理學、有機化學、解剖學、生理學、

第三期 生理學、組織學(以上前期學科) 外科通論、病理通論、診斷學、

第四期 藥物學、外科器械學並手術式、外科各論、病理各論、

第五期 外科各論並臨床講義、病理各論並臨床講義、眼科學並臨床講義、

第六期 婦人科、産科、小兒科、衛生學、裁判醫學(以上後期學科)

學年を分て冬夏の二期とす。毎年十月より三月までを冬學期とし、四月より九月に至るまでを夏學期とす。學費は束脩金貳圓、月謝及講堂費金壹圓五拾錢とす。又本舍には「藥學部」を置き、速成を以て藥劑師を養成す。修業年限は二ヶ年にして、之を四學期に分割す。學科課程は左の如し。

第一期 物理學、無機化學、金石學、獨逸學、數學、

第二期 物理學、有機化學、動物學、植物學、生藥學、分析學講義、獨逸學、

第二章 私立専門各學校

第三期 製藥化學、生藥學、顯微鏡用法、分析化學、及實地演習、調劑學、
 第四期 製藥化學實地演習、藥物製煉、調劑學實地演習、
 學費は、束脩金貳圓、月謝金壹圓、講堂費金三拾錢とす。
 本舎は府下本郷區湯島四丁目に在り。舎長は長谷川泰にして、山田良淑以下廿一名の講師を以て、八百七十名の生徒を教授せり。(四月現在)

藥 學 校

本校は藥劑師を養成するを目的として、之に必須の學科を授くる所なり。修業年限は二、三年にして、課程を四學期に分割し、二學期を以て一學科とす、學科即ち左の如し。

- 第一期 獨乙學、植物學、物理學、無機化學、附實地演習、
- 第二期 獨乙學、植物學、有機化學、製藥化學、定性分析實地演習、調劑學、
- 第三期 獨乙學、生藥學、定性分析實地演習、定量分析講義、調劑學實地演習、
- 第四期 生藥學、藥品鑑定、日本藥局法、衛生化學、定量分析實地演習、實地製煉、生藥學實地演習、顯微鏡用法、

尙此外に專修科を置いて、實地製煉、顯微鏡上検査法、衛生試驗、藥品鑑定等の諸科を教授す。

學年を分て冬夏の二學期とし、冬期は十月七日に起り、夏期は三月七日に始る。入學は每學期の始に於てす。年齢は十七年以上たるべし。但當分の内何時にても臨時入學を許すべし。學費は束脩金貳圓、授業料は一學年金拾八圓を分割して毎月之を分納せしむ。
 本校は府下下谷區西町に在り。學校長はドクトル藥學士下山順一郎にして、二十八名の教員を以て二百三十名の生徒を養へり。

東京顯微鏡院

本院は顯微鏡の實際應用に關する一般の學說及び技藝を講習せんと欲する者の爲めに講習科を設く。

講習は講義及實驗にして、其科目は左の如し。

顯微鏡の構造、使用法、附屬裝置、取扱法、標本製造用器械及其使用法、染料及試藥調製法、試驗物採取法、各系統有形成分診斷的検査法、各系統細菌診斷的検査法等、

講習期限は三ヶ月にして、二月九月の兩期定員を限りて募集す。學費は束脩金貳圓、授業料毎月金貳圓八拾錢とす。

本院は京橋區瀧山町にあり、院主は遠山椿吉にして、山極勝三郎、入江達吉以下

知名の講師を有し、現今講習中の者は第七回の募集にして、六回迄の卒業生一百九十五名に達し、醫學を修むる者の爲めには最も必要の所なり。

東京商業學校

本校は速成の目的を以て内外商業に關する必須の教育を授け、將來商業に従事すべき者を養成する所とす。

修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

第一年 和漢學、英語、習字、算術、歴史、物理學、化學、動植物學、地理、作文、簿記學

第二年 經濟學大意、貨幣論、商業地理、農工商業誌、商業道德、簿記、算術、數學、和漢學、英語、作文、法學通論、

第三年 運輸交通誌、銀行論、爲替論、金融論、外國貿易論、商業地理、農工商業誌、法學通論、商法大意、統計學、簿記、英語、作文等、

學年は毎年三月一日に始まり、翌年二月下旬に終る。入學者は年齢十四歳以上にして、試験の上相當の級に編入す。學費は東脩金壹圓、月謝金壹圓とす。

試験なくして入學し本人所望の學級に出て聽講する者を員外生といふ。員外生の納むべき學費はすべて正科生と同じ。

遠隔の地方に在り又は業務の都合によりて參校する能はざる者を校外生といふ。

校外生の爲めに本校講師の講義を筆記印刷して毎月二回發送す。校外生たらんとする者は氏名住所を詳記して、東脩金五拾錢、月謝金三拾錢を添へて本校へ宛て、申込むべし。

本校は神田區錦町二丁目にあり。學校長は高橋健三にして、濱田健次郎、土子金四郎、中川恒次郎等二十五名の講師を以て二百九十名の生徒を養へり。(四月現在)

東京航海學校

本校は海員たらむと欲する者に必要なる學術技藝を授くる所とす。

教科を分ちて、豫備科、受験科、及速成科の三つとなす。

豫備科は東京商船學校へ入學せむと欲する者を教授するの科目にして、修業三ヶ年間とす。

受験科は西洋形商船々長運轉手機關手の海技免狀を受有せむと欲する者を養成し、其修業年限は當分別にこれを定めず。

速成科は從來日本形船々員若くは速成を旨として海員たらむと欲する者に、必要なる學術技藝を授くるものにて、其年限を一ヶ年とす。

豫備科速成科は各學年を分ちて二學期とし、第一學期は三月一日に始り第二學期、

は九月一日に始まるものとす。其入學は毎學期の始めに於てし、學費は束脩金壹圓、月謝は各科壹圓とす。
本校は神田猿樂町二番地にあり。學校管理長は海軍中將赤松則良にして、其講師には船舶司檢官、商船學校の教員多し。

工手學校

本校は邦語を以て土木、機械、電工、造家、造船、探鑛、冶金、製造舍密の各科を教授して工手を養成する所とす。修業年限を二ヶ年とし、之を四學期に分ち、毎期五ヶ月を以て終らしむ。教科を分て豫科本科とし、第一期第二期は豫科を専修し、第三期より本科に入らしむ。本科の課目は左の如し。

土木學科、機械學科、電工學科、造家學科、造船學科、探鑛學科、冶金學科、製造舍密科
生徒入學の期は毎年二月九月とし、其半ヶ月前に於て入學申込をなすを要す。
學費、豫科は授業料一ヶ月金壹圓校費金三拾五錢にして、本科は授業料一ヶ月金壹圓五拾錢校費金三拾五錢とす。入校金は豫科金壹圓、本科金貳圓を納むべし。
本校は府下京橋區南小田原町二丁目に在り。學校長は工學博士中澤岩太にして、監事講師等工學博士工學士理學士の學位を有するもの四十名の上に出で、生徒

の現員亦四百七十名に餘れりといへば其盛況思ひ知るべし。

東京農學校

本校は農の學理と技術とを教授するを以て目的とし、修業年限は三ヶ年にして學科課程は左の如し。

- 物理、化學、動物、植物、鑛物、土壤、氣象、昆蟲、生理、畜産、園藝、養蠶、普通作物論、肥料論、
- 工藝作物論、植物營養論、植物病理學、土地改良論、森林學、農業經濟論、家畜飼養論、測量術、數學
- 等

尙本校には別に實習の科目を設け、所屬田圃にて實地に就て作業を執らしめ、時々農事試驗場及有名なる實業家に就て實地の研究をなさしむべし。
入學の期は各學期若くは學年の始めとす。前期は八月十一日に起り後期は二月十一日よりこれを起算するものとす。
入學を許すべき生徒の年齢は滿十六年以上にして、左の學科目に就て試験合格の者に限る。

漢學(日本外史、史記の類)書取(普通文)數學(算術全跡)作文(往復文、記事文)
學費は入校金壹圓月謝金壹圓五拾錢冬季は薪炭料として毎月金拾錢を納めしむ。

尙本校の科目の中にて一科若くは數科に就て之を修めむとするものは撰科生として之を許し、授業料は一科目五十錢、二科目七十五錢とす。
 本校所在地は小石川區大塚窪町廿五番地にして、榎本武揚これを管理し、校長伊庭想太郎、教頭本多岩次郎以下十二名の教員ありて六十人の生徒を養へり。(四月現在)

明治美術學校

本校は歐風繪畫及び彫刻を教授するの所とす。
 教科を分ちて普通科及專修科とす。修業年限は各科二、三年づゝにして、學科課程は左の如し。

- 普通繪畫科 幾何畫法、照鏡法、臨畫、美術史
- 專修繪畫科 人物畫、風景畫、解剖學、照鏡法應用、美術史
- 普通彫刻科 幾何畫法、照鏡法、臨畫、模寫塑造、美術史
- 專修彫刻科 模寫塑造、寫生塑造、解剖學、美術史

學年は九月十一日に始り翌年七月十日に終る。學費は東脩金壹圓、月謝金壹圓とす。
 校舎は小石川區表町百九番地にありて明治美術會に附屬し、西洋風の畫風を學び、

及び彫刻を修めむとするには、入つて學ぶべきの良校なり。

第三章 中等教育各學校 東京府尋常中學校

本校は實業に就かんと欲し、又は高等の學校に入らむと欲する所の者に、須要なる教育を施すが爲めに設けられたる所なり。

學科課程は文部省令第十四號及七號に基て制定したるものにして、學科及其課目書は即ち左の如し。

學科	學年	第一 年級	第二 年級	第三 年級	第四 年級	第五 年級
倫理	口授	全上	全上	全上	全上	全上
國語	逸見仲三郎編纂 國文中學讀本初 卷一の卷(試用) 松本豊多編纂 漢文中學讀本初 卷一の卷(試用) 逸見仲三郎編 活語本因圖語詞 全圖全(参考)	全上 二の上下	全上 三の上下	全上 四の上下	全上 五の上下	全上 五の上下
漢文		全上	全上	全上	全上	全上
					徒然草(参考) 灌翰譜(参考)	竹添進一郎編 歷代古文鈔左傳 鈔の部

外 國 語	歴 史	地 理	數 學
久野英吉 スベリングブック ロンクマン 第一二三讀本 第三ヨナル 習字 スベンセリアン 帖	史傳口授	山上萬次郎合編 濱田俊三郎地理 新撰日本地理 山本明納共著 村山錫太郎共著 帝國新地圖	算術口授 近野清 世算術
ロンクマン 第四讀本 マクドナルド スタレンレー スイントン 典	日本史口授	全上編 新撰萬國地理 眞野文二著 世界新地圖	長澤及富澤譯 チャイルス、ス ミス増訂十六版 小代數學 遠藤利貞譯 邵氏幾何學
ユニチカ 第四讀本 マコーレー クライア スイントン 小文典及大文典	支那史口授 支那史要(參考) 市村環次郎編	全上 ジョンスト 小アトラス	全上 上野清譯 チャイルス、ス ミス新増補小代 數學
ロンクマン 第六讀本 マコーレー ヘースチンク スイントン 典	萬國史口授 磯田真編 世界史(參考) スイントン 萬國史(參考)	地文口授	全上 チャイルス、ス ミス小代數學原 書譯書共に隨意 立林幾何、原書 譯書未定
アーブ スケッチブック フェリス グレイト、リ ダリス	全上 全上 全上 日本史口授		全上 ケシー 算術三 口角 授術

博 物 學	物 理 及 化 學	習 字	圖 畫	林 業
口授 齋田功太郎著 中等教科植物學 (參考) 石川千代松著 動物學教科書 (參考)		岡田起作書 眞書金言集	自在毛筆 用器畫法	林業教範(參考) 步兵操典(參考)
全上 全上		岡田起作書 帖	全上	全上
全上 全上			全上	全上
口授 菊地熊太郎編 物理學教科書 (參考) スチュアート 物理學(參考) 文部省編 化學教科書無機 の部(參考) レムセン 小化學書(參考)			自在毛筆鉛筆 共に應用 用器應用	全上 全上
全上	全上 全上 全上			全上 全上 野外要務令(參考)

○學年は毎年四月一日に始まり、翌年三月末日に終る。○學期を分つて三期とす。
○毎年四月一日より七月十日までを第一學期とし、九月十日より十二月廿四日まで

を第二學期とし、翌年一月九日より三月末日までを第三學期とす。
 入學を志望する者は身躰健康品行端正にして妄りに退學轉校をなさざる者に限るべし。

二學年間同一の學級に在學するも其學業進まざる者、又は操行修まらず、誨諭を加ふるも改悛の實なき者、又は滿二ヶ月以上無届にて缺課したる者は學校長の意見を以て除名すべし。

學費は入學檢定料金五拾錢、毎月授業料金壹圓五拾錢とし、五日を限りて納附せしめ、これが納附を怠る者には其登校を停止して保證人より徵收し。

本校は府下京橋區築地に在りて七百名の生徒を有し、學校長は勝浦鞆雄にして教頭笹倉新次以下二十九名の教諭助教諭囑托教員を以てこれを養へり。

日本中學校

本校は文部省令に基て尋常中學校の學科及び課程に従ひ中人以上の實務に就んと欲する者、又は高等の學校に入らんと欲する所の者に、須要の普通學を授る所とす。
 本校修業年限は五ヶ年にして五學級を設く。學科課程左の如し。尙尋常中學の學科を教授する所の總ての私立學校は、本校と大概格別の差別なければ、此處に詳らかにせるものは以下多くは省略して以て簡便に従へり。

學科	學年		倫理	國語及漢文	第一外國語	地理	歷史	數學	博物
	第一	第二							
倫理	第五級	第一	人倫道德の要旨	講讀 漢字交り文 書取 漢字交り文及 書讀文 作文 漢字交り文及 書讀文	讀方及譯解書取 會話及綴文	日本地理の概畧	日本歷史	幾算 何初 歩術	博物示教
	第四級	第二	全上	講讀 漢字交り文及 書取 漢文 前級に全し 作文 前級に全し	讀方及譯解書取 會話及綴文	亞細亞及歐羅巴の地理	萬國歷史	幾代算術復 何數習	
	第三級	第三	全上	講讀 前級に全し 作文 前級に全し	講讀會話作文及 文法	亞米利加澳斯太 刺利亞及亞非利 加的地理地文	支那歷史	幾代 何數	生理及衛生
	第二級	第四	全上	講讀 前級に全し 作文 漢字交り文	講讀會話 文讀翻譯	日本の地文及政 治地理	日本歷史	全上	
	第一級	第五	全上	講讀 漢文 作文 前級に全し	全上		萬國歷史	三代 角 術數	植動物

傳	數	歴	地	第一外國語	漢	國	倫
物	學	史	理		文	語	理
口授	田中氏 算術教科書 幾何學	敬業社編纂 日本小歴史	中村氏 中等地理(日本)	ナショナル 第四讀本 スウェル 史	日本外史	讀史餘論	小論 學語
	田中氏 算術教科書 幾何學	敬業社編纂 萬國小歴史	如氏地理教科書	スイント 第四讀本 ドイツケ 史	十八史略	全上	全上
生理學(口授)	小代 幾何學	市村瀧川兩氏 支那史	全 地文學(口授)	ナショナル 第五讀本 マコーレー クライグ スイン 大文典	正文章軌範	落合、小中村兩氏 日本文典	全上
	大代 幾何學	嵯峨氏 日本史綱	口授	サンダ 第四讀本 マコーレー ヘスチン グ傳	史記列傳	全上	ゲヤ子 一
動物學教科書 植物學教科書	飯島氏 三角術初歩	天野氏 萬國歴史		アービン グス スケツ チ	全上	徒然 日記草	全上

學科	級別	物	化	習	圖	林
	第五級	物理	化學	楷行草三體及細字速寫	自在畫法	普通林操 準備法矯正 術徒手啞鈴
	第四級	物理示教	化學示教	全上	自在畫法	普通林操 徒手啞鈴 棍棒球竿
	第三級				全上	普通林操 全上
	第二級		無機化學		全上	兵式林操 步兵操典生兵 第一部第一章 第二章第一教 第二教第三教 徒手柔軟林操
	第一級	力學物質論熱學 音響學光學 磁器學			全上	兵式林操 步兵操典生兵 第一部第二章 第四教第五教 第六教 銃にて歩兵 操典第一章復習 部生兵第一 及第一章執 部生兵第一 軟林操及復習

上の學科に配當して用ふる所の教科書は大略左の如し。

物	理	口授	口授	スチエワード
化	學	授	授	化學
習	字	上	上	習字
圖	畫	全	全	圖畫

尙本校に於ては生徒をして漢文、英語、數學の學力を強固ならしめん爲め、別に補習科の一課を置き、本科生をして左表の通り三學科を習練せしむ。

漢	文	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級
英	語	第四讀本	第五讀本	萬國史	孟子史記列傳	英國七大家文

又本科に進むべき學力を養成せしめん爲めには別に一年級の豫備科を置いて便宜就學するを得せしむ。學科用書は左の如し。

漢	文	日本文外史	全	全
英	語	サンダーズ、ユニオン クワックンボス バーミ スイン 第三讀本	全	全
數	學	佐久間文太郎著 初等近世算術 小代數書	全	全

○學年は四月一日に始まり、翌年三月下旬に終る。
 ○本校に入學せんとする者は、年齢満十二年以上にして、高等小學第二年級以上に相當する學力を有する者たるべし。
 ○入學志願者は本校規定の書式に倣ひ學業履歷書を副へて出願すべし。入學の許可を得たる者は在學證書を出すべし。保證人は東京市内に於て一家計を立る丁年以上の男子たるべし。
 ○學費は、入校金本科金壹圓、授業料、月額壹圓貳拾錢乃至壹圓五拾錢とす。授業料は前月中會計掛に就て授業切符と引換ふべし。授業切符を所持せざる者は其間停學せしむべし。
 ○本校は元「東京英語學校」と稱せられ、東京法學院と共に神田錦町二丁目に在りしが、往年類焼の後麹町區山元町半藏門外に新築し、日本中學校と改稱して當時五百名の生徒を養成す。學校長は杉浦重剛にして二十三名の教師を有し齋藤祥三郎教頭たり。(四月現在)

東京府開成尋常中學校

本校は尋常中學の學科課程に従ひ實業に就かんと欲し又は高等の諸學校に入らん

○と欲する者の爲めに須要の教育を施す所とす。
 ○本校修業年限は五ヶ年にして、學科課程は左の如し。

學科	學年		倫理	國語	漢文	及第外國語	英語	地理	歴史	算學	博物	動物
	第一	第二										
第一	人倫道德の要旨	同	同	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	本邦地理	本邦歴史	幾算、何術	博物初歩	動物
第二	同上	同上	同上	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	萬國地理	同上	幾代算、何數術	博物	動物
第三	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	萬國地理	支那歴史	幾代算、何數術	同上	動物
第四	同上	同上	同上	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	地文	支那歴史	幾代算、何數術	衛生々理	物理
第五	同上	同上	同上	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	讀書、取方、會譯、字話解	本邦歴史	萬國歴史	立體幾何	物理	動物

體操	唱歌	圖畫	習字	化學
兵式體操		自在畫	楷書	
同		同	行書	
上		上	草書	
同		上	書	化學
上		上	用器畫	學
同				化
上				學

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。入學は毎學年の始めに於てし、小學高等科第二級級の卒業讀書を有する者は試験を要せずして本校第一級級に入ることを得。學業履歷書、在學證書、保證人に關する規定は皆日本中學校に載せたる所と同様なれば、特例を除くの外は以下一々は掲載せず。學費は束脩金壹圓、授業料一ヶ月金壹圓五拾錢を納むるを要し、尙此外に入學の際受験料として金五拾錢納むるを要す。

本校は神田淡路町二丁目に在りて、從來「共立學校」と稱し、東京英語學校に對して、都下屈指の學校なり。校主は横田廣太郎にして、辰巳小次郎、棚橋一郎、

三輪桓一郎、吉田彦六郎、池田菊苗等有力の教師二十名ありて、七百五十名の生徒を養へり。(四月現在)

錦城學校 尋常中學

本校は文部省所定の尋常中學校學科程度に従ひ、中人以上の實務に就かんとする者、若くは高等學校に入らんとする者に普通教育を授くる所とす。本科修業年限は五ヶ年にして、學科課程は左の如し。

學科	學年	倫理	國語及漢文	第一外國語
第五級	第一	人倫道德の要旨	講讀 漢字交り文 書取 漢字交り文及 書讀文 漢字交り文及 作文 漢字交り文及 書讀文	讀方及譯解書取 作文及習字
第四級	第二	全	講讀 漢字交り文及 書取 漢文 書讀文 前級に全し 作文 前級に全し	讀方及譯解書取 會話及作文
第三級	第三	全	講讀 前級に全し 作文 前級に全し	講讀會話作文及 文法
第二級	第四	全	講讀 前級に全し 作文 漢字交り文	講讀會話 作文、文法
第一級	第五	全	講讀 漢文 作文 前級に全し	講讀會話 作文、文法

地理	日本地理の概略	亞細亞及歐羅巴の地理	亞米利加澳斯太利及亞非利加の地理	日本地文及政治	萬國歴史
歴史	日本歴史	萬國歴史	支那歴史	日本歴史	萬國歴史
數學	算術初歩	算術の復習	幾何	幾何	三角法
博物	博物示教		生理及衛生	植物	
物理及化學		物理及化學示教		無機化學	力學 物質論 熱學 音響學 光學 磁氣學
習字	楷行草三體及細字連寫	全上	全上	全上	全上
圖畫	自在畫法	自在畫法	全上	全上	全上
體操	普通體操 準備法矯正術 徒手啞鈴	普通體操 徒手啞鈴棍棒 球竿	普通體操 全上	兵式體操 步兵操典第一 部基本教練第一 章各個より 行進停止及び 射擊の演習に 至る 其他柔軟體操 及基本體操の 復習	兵式體操 步兵操典第二 章小隊教練密 集隊次小隊編 制より第三章 中隊縱隊運動 に至る 其他柔軟體操 及基本體操の 復習

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。入學は學年の始に於てすと雖も、各級定員に滿る迄は臨時入學を許すことは一般私立學校の常なり。入學志願者は品行身躰學力檢定の上之を許す。生徒は本校一定の制服を着用するものとす。

學費は入學料金壹圓、授業料一ヶ月金壹圓貳拾錢とす。授業料は前月に於て授業券と交換すべし。授業券を所持せざる者は其間停學せしむ。
 本校は神田錦町三丁目にあり。學校長は矢野文雄にして、永井尙行、坂元盛徳以下二十名の教師ありて五百五十名の生徒を教授せり。(四月現在)

成城學校

本校は陸軍武學生徒入學の豫備學科を教授する所とす。教科を分て従前は幼年科及び青年科とし、青年科を又分つて尋常高等の二科となし、が、近頃幼年科を廢して青年科の下に豫科を置き、又生徒の募集期を五月十一月の兩回として、大に規則を改めたり。
 青年科は修業年限四ヶ年にして、其尋常科を三ヶ年とし、高等科を一ヶ年の課程とす。左に掲ぐるは尋常科の學科課程にして、高等科は地理の部に於て地文學の

大要を加へ、博物の部に金石學地質學の大要を加へ、數學の部に於て標高幾何學解
析幾何學公算學重學の初歩を加へ、別に法令科を設けて日本制度の概略を授くる迄
なれば省察に従ふ。

學年	倫理		國漢文		外國語		地理	歴史
	人倫道德	の要旨	漢文	漢字	英語	佛語		
第一級	全	全	全	全	全	全	全	全
第二級	全	全	全	全	全	全	全	全
第三級	全	全	全	全	全	全	全	全
第四級	全	全	全	全	全	全	全	全
第五級	全	全	全	全	全	全	全	全
第六級	全	全	全	全	全	全	全	全

學年	倫理		國漢文		外國語		地理	歴史
	人倫道德	の要旨	漢文	漢字	英語	佛語		
第一級	全	全	全	全	全	全	全	全
第二級	全	全	全	全	全	全	全	全
第三級	全	全	全	全	全	全	全	全
第四級	全	全	全	全	全	全	全	全
第五級	全	全	全	全	全	全	全	全
第六級	全	全	全	全	全	全	全	全

本校の生徒たることを得る者は、陸軍出身志願にして品行端正、身軀強健、入學試験
に及第し、其年齢は滿十五年以上二十三年以下となす。
生徒入學の時は左の物品を調製すへし。

制服、制帽、靴、教科用器具(圖引具、インキ入類)、教科用書籍手簿、
學費は入學受驗料金五拾錢、入校料金壹圓五拾錢、授業料は一ヶ月金壹圓三拾錢、

教場、費金拾錢とす。

本校は府下牛込區市ヶ谷原町三丁目にあり。學校長は川上操六にして、教頭岡本則録以下三十五名の教員を以て、七百六十三名の生徒を養成せり。其教員中大抵は士官學校幼年學校の教官の中より兼ねるが多く、毎年士官候補生の應募者にして合格する者も此校が其過半を占むといふ。

海軍豫備校

本校は海軍兵學校及海軍機關學校へ入校志願の生徒を教養する所なり。修業年限は五ヶ年にして、學科課程は左の如し。

漢學	倫理	學科	學年	
			豫科	本科
十日八本史略	ノ人倫道德	孝經	第一年	第二年
十日八本史略	文章軌範	小論	第三年	第四年
先哲叢談	日本政記	大論	第四年	第五年
史孟記	史子記	中學		
史左記	史傳	中庸		

算術	代數	幾何	三角	英語
初起より				第一、二讀本
全體	代數初歩			第三、三讀本
溫習	小代數學 (四術より二次方程式まで)	平面幾何 (アツソシエー ション初歩)		第四、四讀本
全體	大代數學 (二次方程式不 等根數比例ま で)	平面幾何 (全體)	平面三角	第五、五讀本
全體	大代數學 (ト、ホンダ イ、ワイド 代數學 ケルラ、 代數學 (全體上))	全體	平面三角	第六、六讀本
全體	二次方程式、 不靈根數、 例、變數、 差、等比、 調音、級數、 級數及び	全體	全體	第七、七讀本

保證狀と共に差出し、授業料は年額の十二分の一を毎月五日迄に納むべし。

入學金 金壹圓

授業料 一箇年金拾八圓

本校は神田區西小川町一丁目にあり。學校長は文學博士加藤弘之にして、教頭山脇玄を始め三十三名の教師ありて目下四百名の生徒を養へり。

東京府城北尋常中學校

本校は文部省令に準據して尋常中學の課程を教授する所とす。修業年限は五ヶ年にして、教科は日本中學校に掲ぐる所と相同じ。本校一年級に入らむとする者は年齢十二歳以上にして相當の學力を有する者たるべし。學費は東脩金五拾錢、月謝金壹圓五拾錢とす。

本校は府下翹町區飯田町五丁目に在りて、東京府に屬し、學校長は今泉定介にして十八名の教師ありて二百八十三名の生徒を養へり。

正則尋常中學校

本校は他日高等學校に入らんと欲し又は實業に就かんと欲する者に必要の教育を授るを以て目的とす。本校修業年限は五ヶ年にして、其課目は左の如し。

倫理、國語及漢文、第一外國語、地理、歴史、數學、博物、物理、化學、習字、圖畫、唱歌、体操
入學の期は四月上旬即ち第一學期の始めにして、高等小學を終りたる者は本科一年級へ編入すべし。學費は東脩金壹圓、授業料は毎月五日迄に金壹圓五拾錢を納めしむ。

本校は芝區芝公園第二十四號地にあり。學校長は神田乃武にして、文學博士外山正一、同元良勇次郎等之を補佐し、十有五名の教師を以て二百五十名の生徒を教授せり。

郁文館

本館は文部省令に基き尋常中學の學科程度を教授する所にして、中人以上の實務に就かんとする者及諸官立學校に入らんと欲する者を養成す。

教科を分つて、正科別科の二とし、修業年限は正科五ヶ年、別科一ヶ年にして、學科課目は左の如し。

倫理、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、地理、歴史、數學、博物、理化學、習字、圖畫、唱歌、体操
本館課目中英語科のみを専修する者を専修生といふ。學費は東脩金壹圓、月謝金壹圓、館費金拾錢とし、専修生は月謝館費金六拾錢を納めしむ。

本館は本郷區駒込蓬萊町に在り。館主は文學士棚橋一郎にして、長澤市藏、磯江潤等二十二名の教師ありて三百六十名の生徒を教授せり。(四月現在)

商工中學校

本校は文部省令に基て尋常中學校の學科及課程に従ひ、中人以上の實務に就かんと欲する者、又は高等の學校に入らむとする者に普通學科を授くる所とす。修業年限は五ヶ年にして學科課程は左の如し。

學科	學年				
	第一	第二	第三	第四	第五
倫理	人倫道德の要旨	全	全	全	全
國語及漢文	講讀 漢字交り文 書取 漢字交り文及 書讀文 作文 漢字交り文及 書讀文	講讀 漢字交り文及 漢文 書取 前級に全し 作文 前級に全し	講讀 前級に全し 作文 前級に全し	講讀 前級に全し 作文 漢字交り文	講讀 漢文 作文 前級に全し
外國語	讀方及譯解書取 會話及綴文	讀方及譯解書取 會話及綴文	講讀 會話作文及文法	講讀 會話 作文 翻譯	全 上

學科	學年				
	第一	第二	第三	第四	第五
地理	日本地理 及 歴史	日本地理 及 歴史	外國地理 及 歴史	日本地理 及 歴史	内外地文及 外國歴史
數學	算術 幾何 初歩	代算 幾何 術	代算 幾何 術	全 上	代算 三角 術
博物	物理 示教	全 上	生物 物理 及 衛生 示教	博物 物理 及 衛生 示教	全 上
習字	楷行草三牀及細 字速寫	全 上	全 上	全 上	全 上
圖畫	自在 畫法	自在 畫法	全 上	全 上	全 上
體操	普通體操 準備法矯正 徒手啞鈴	普通體操 徒手啞鈴棍 棒球竿	普通體操 全 上	兵式體操 步兵操典生兵 第一部第一章 第二章第一教 第二教第三教 徒手柔軟體操	兵式體操 步兵操典生兵 第一部第二章 第四教第五教 第六教 執統に於て歩兵 操典第一章復習 及生兵第二章 軟體操及復習

學年は四月一日に起算して翌年三月末日に終る。

第三章 中等教育各學校

體操	普通體操	同	同上	同上
教育			教育の原則	同上
漢文		講讀	同上	同上

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。入學せんとするものは、品行端正、身軀健康、年齢十三年以上にして、高等小學校三ヶ年の課程を卒りたる者、若くはこれと同等以上の學力を有する者たるべし。學費は東脩金壹圓、月謝金壹圓五拾錢を納むるを要す。本校は京橋區南小田原町四丁目に在り。現任校長は欠員にして、教頭岩谷英太郎以下十一名の教員を以て百九十五名の生員を養ふ。(四月現在)

東京女學館

本館は女子教育獎勵會の設立維持せるものにして、本邦女子の淑徳を養成し、且必要なる學術技藝を教授せんが爲めに立てたるものなり。本館高等女學科は修身、國語及漢文、英語、地理、歴史、數學、理科、習字、圖

畫、家事、手藝、唱歌及音樂、躰操等にして、高等專門科は國文學、漢文學、英文學及書學とす。修業年限は、高等女學科は六ヶ年にして、高等專門科は二ヶ年乃至三ヶ年とす。學費は、高等女學科は月謝金壹圓五拾錢、高等專門科は月謝金貳圓五拾錢を納めしむ。

本館は麴町區虎の門内にありて、辻新次學館長たり。教員は内外教師十三名を以て、目下七十五名の生徒を養へり。歐風教育の學校中、品位の立優りたる高等の女學校を數ふるときは、府下廣しと雖も今日にては是に勝れるはあらざるべきか。

共立女子職業學校

本校は女子に適應せる技藝職業並に必要の學科を授くる所とす。教科を分つて甲乙の二科とし、共に裁縫、編物、刺繡、造花、圖書等の諸術を授け又術科の外に必ず修身、讀書、習字、算術、家事、理科等の學科を課す。修業年限は甲科三ヶ年、乙科二ヶ年とし、四月より翌年三月に至る一ヶ年を以て一學級とす。甲乙兩科の術科及學科課程は左の如し。術科課程

裁縫 小裁、中裁、本裁衣服、シャツ、ツホン下等附洋服裁縫
 編物 衣服附屬品及裝飾品、婦人帽子飾等
 刺繡 綴繡、平繡、けし繡、すが繡、すから繡、肉入繡等
 造花 花簪及飾品等
 圖畫 水墨畫、模倣畫、陶器畫等
 學科課程

修身 女子の心得方

讀書 讀方作文(普通文、消息文)

習字 平假名、行書、草書

算術 筆算(加減乗除、分數、小數、諸等、比例)珠算(加減乗除、利息算)家計、簿記

家事 衣食住に關する家事の管理法附割烹

理科 生活上緊要なる理化學の要項

但し乙科は甲科に比して稍低き程度の學科を課す。

生徒募集は毎年四月とす。但し缺員あるときは臨時入學せしむべし。

甲科を修めむとするものは年齢十二年以上たるべく、乙科は年齢十五年以上にして、共に零、讀み書きを爲し得る者たるを要すべし。入學者は束脩として、甲科は金壹圓、乙科は金五拾錢を納むべし。月謝は甲科金壹圓三拾錢、乙科は金八拾錢とし、割烹の實習を望む者は月謝金拾五錢實費毎回金拾錢内外を納めしむ。

本校は亦最完全なる寄宿舎を有し、寄宿費月額金四圓を要す。

本校にては生徒練習の爲め世上の注成品を製作せしめ、其純益金の半額を該生徒の名義を以て遞信省郵便爲替貯金局に預け置き、卒業若くは要用あるときは本人の申出に依つて下げ渡すべし。

校舎は神田區一ツ橋通町に在りて通學の生徒最も多く、其成績著大にして府下に於て評判よき女學校の一なり。學校長は手島精一にして二十四名の教師を以て目下四百名の生徒を養へり。

女子成立學校

本校は本邦女子の淑徳を養成し、女子に必要な學藝を教授するを目的とす。教科を分て本科、高等科、普通科とす。修業年限は本科三ヶ年、高等科及普通科を各二ヶ年と定む。學科課程は左の如し。

本科 修身、和漢學、英語、習字、數學、理科、地理、歴史、生理、衛生、家政、經濟、裁縫、

編物、刺繡、音樂、圖畫、插花、茶湯、料理

高等科 修身、和漢學、英語、數學、家政、經濟、心理、教育、裁縫、圖畫、音樂、插花、茶湯、料理、

普通科 修身、和漢學、數學、習字、裁縫、編物、結紐、料理
 生徒の入学は毎年四月とす。但し臨時入学せんと欲する者は都合により之を許すことあるべし。學費は東脩金壹圓、本科は金壹圓五拾錢、月謝、本科高等科は金壹圓五拾錢、普通科は金壹圓とし、教場費は各科金貳拾錢を納むるを要す。
 本校は神田區三崎町二丁目にあり。學校長は棚橋絢子にして二十一名の教師を以て八十三名の生徒を養成せり。

明治女學校

本校は汎く女徳を發育するを旨とし、文理藝術の中凡そ女子の教育に必要な者は悉く之を授け、卒業する者をして淑女良妻賢母たらしめんことを目的とす。教科を大別して、普通科、及高等科とし、修業年限は普通科四ヶ年、高等科二ヶ年間とす。學科課程は左の如し。
 普通科 道話、和文、漢文、作文、數字、地理、歴史、博物、理科、圖畫、禮式、習字、裁縫、唱歌、英學、家政、生理、心理、教育學等
 學費は東脩金貳圓、月謝金壹圓二十錢とす。塾生は毎月食料として金三圓、雜費金八十錢を毎月五日までに納むべし。

校舎は麴町區下六番町に在り。校長巖本善治以下、八木兼辰、松田龍方、萩野銀子、鈴木弘恭、大和田建樹等二十二名の教員ありて、百三名の生徒を教養せり。

倚松園女塾

本塾は實益を旨とし、女子に要する學術工藝を學ばしめ、世の良妻賢母たるの品性資格を養成し、家庭に在て重要な主腦たるべき本分を細かに修得せしむるにあり。

修業年限は二ヶ年にして學科課程は左の如し。

修身、禮儀、讀書、習字、作文、算術、英學、家計簿記、家事經濟、衣食住に關せる事、衛生、育兒法、和洋裁縫、和洋料理法、和歌、插花
 入学せむとする者は十三年以上とす。初級に入学する能はざるものには別に豫備科を教授すべし。

寄宿生は外出を許さず。又自ら金錢を所持することを得ざらしめ、一切の費用は父母親族保證人より幹事に於て堅く預り置くものとす。尙通學生は下宿又は旅入宿に止宿してこれより通學するを許さず。

學費は東脩金貳圓、授業料金貳圓、食料金四圓、塾費金五拾錢と定むれども、通

學生は塾費を要せず、三科目までの専科生は其授業料を半減す。
本塾所在地は府下麻布區仲の町にして十一番地に設けられ、校主は九年の永き間
歐米諸國に在學せる園輝子なれば開塾後日尙淺しといふと雖も其校運の昌盛に赴く
や亦知るべし。

立教女學校

本校は女子の天性を暢達し、特に其隠れたる美質を發揮し、各自天職を確認して
實用ある眞婦人を養成するを以て目的とす。
正科を分ちて、豫科、本科、高等科とし、修業年限は豫科四ケ年、本科三ケ年、
高等科は凡二ケ年の課程とす。
英語科も亦豫科本科及高等科の三科とし、其年限は正科と同じ。
本校は又女子教育の普及を助くる爲めに撰科を置く。又科外として、聖書、洋
琴、彈琴、日本畫、薙刀等あり、
入學の期は毎學期の始め、即ち、一月四月九月にして、學費は東脩金壹圓、月謝
金壹圓五拾錢以内とす。
校舎は京橋區築地居留地二十六番地にありて、十七名の教師を以て九十五名の生

徒を養へり。

跡見女學校

本校は本邦固有の女徳を養成し、且つ日常必要なる學藝技術を教授するものと
す。
學科を分ちて本科豫科とし、其課目は左の如し。
國學、漢學、數學、習字、繪畫、裁縫、琴、點茶、插花
修業年限は、各科各四ケ年にして、生徒は寄宿生、通學生の二種に大別し、平生
清儉質素を旨とし、奢侈に流れざるを勉めしむ。
學年は四月一日に始り、翌年三月二十五日に終る。學費は東脩金壹圓五十錢、
月謝、國學、漢學、數學の三科金壹圓、習字、繪畫、裁縫は各金五十錢、點茶、插花は
各金二十五錢にして琴は七十五錢とす。尙寄宿生は塾費五十錢、食料として毎月金
三圓五十錢を納めしむ。
校舎は小石川區柳町廿七番地にあり。學校長は跡見花蹊にして、夙に淑徳の聞
え高く、日本風の教育を以て朝野の女流を薰陶せり。

下篇 入學試験問題

第一高等學校

(明治廿七年七月東京に於て執行されたる試験問題左の如し)

入學特別試験

○國語科

第一 左の動詞の活用を示せ。

肥、教、報、廢、論。

第二 立といふ動詞につきて、自他の活用を説明せよ。

第三 左の動詞の用法につきて、その正否を説明せよ。

埋めり、卒へり、學へり、爲せし、示し。

第四 左の文章を解釋せよ。

風も吹きあへずうつろう人の心の花に馴れにし年月を思へばあはれき聞し言の葉ごまに 忘れぬものからわ
世になりゆくならひこそなき人の別れよりもまさりて悲しきものなれされば白き糸の染むごまをかなしみ路
のちまたの別れんごまをなげく人もありけんかし (徒然草)

○漢文科

王先者善爲黃老言處士也嘗召居王中三公九卿盡會立王生老人曰吾鞞解顧謂張廷尉

爲我結鞞釋之跪而結之既已人或謂王生曰獨奈何辱張廷尉使跪結鞞王生曰吾老且賤自度終無益於張廷尉方今天下名臣吾故聊辱廷尉使跪結鞞欲之重之諸公聞之賢王生而重張廷尉

○英文科 (英文和譯)

(Translate the following into Sinito-Japanese (Kanamajiri); take up the questions in any order you choose, but be careful to put the same numbers as below. No dictionary allowed. Time 1 hour.)

1. Every action in company ought to be with some sign of respect to those present.
2. He said I might count on it as a certainty that the flower would blossom next morning.
3. This is a misery beyond expression, and that which yet we are from.
4. There is a point upon which you ought really to be obliged to me.
5. I have now given ten years of my life to the single purpose of enabling myself to judge rightly of art, and spent them in labor as earnest and continuous as men usually undertake to gain position, or accumulate fortune.

○本邦歴史

- 第一 最初の女帝と最後の女帝との御名を問ふ。
- 第二 左の人々は何帝若くは何將軍時の人なりしか。
大伴金村 藤原百川 大江匡房
大岡忠相 新井白石 一條兼良
- 第三 嘉吉の變。
- 第四 徳川幕府の三奉行とは如何、併せてその職掌を問ふ。

○數學科

- 第一 $96\sqrt{3}$ を小數二位まで正しく計算せよ。
- 第二 $\frac{(b-a)^2}{(c-a)(a-b)} + \frac{(c-a)^2}{(a-b)(b-c)} + \frac{(a-b)^2}{(b-c)(c-a)}$ を簡約せよ。
- 第三 一量Aが他量Bに正比例すとは如何なることなりや。
- 第四 一平面内にありて、一點に會する三直線と等しき角をなす一直線は、同平面に垂直なり。之を證せよ。
- 第五 直角三角形ABCに於て、直角に隣れる一邊ABの長さは、 3238.7 メートルにして、之に對する角Cは 37.3612 なり。他の邊、及角の大きさを問ふ。

○化 學 科

- 第一 五十グラムの硫酸を中和するに必要な水酸化カルシウムと、中和に由て生ずる物躰との各重を問ふ。
- 第二 化合、分解、及復分解なることを説明すべし。
- 第三 左の諸式を完結すべし。(失題)

入學普通試験

○國 語 科 (英豫科一級)

- 第一 解といふ動詞につきて、自他の諸格を説明せよ。
- 第二 なむといふ助辭二あり。その區別如何。またましとまじとの區別、らむとらしとの區別、かどやの區別、だにとさへの區別、如何。
- 第三 左の文章につきて、仔細に文法上(主格客格等)の解剖を施せよ。
彼の小兒は、杖を以て、昨日鵜を食ひし猫を打つ。
- 第四 左の文章を解釋せよ。
天皇(後醍醐天皇)笠置におはしますよし程なくきこえぬれば謀られ奉りにけるさて山の衆徒もせうく心かはりしぬ宮々も逃げ出でたまひて笠置へぞまうで給ひける大納言(藤原師賢)は都へまざれおはすさて夜ふかく志賀の浦を過ぎたまふに有明の月くまなくすみわたりにてよせかへる浪の音もさびしきに松ふく風の身にし

みたるさへとりあつめ心ほそし

思ふこゝまなくてぞ見ましほのくご

ありあけ月の志賀の浦浪

その後辛うとぞ笠置へはたどりたまひられける

○漢 文 科 (英豫科一級)

布帛尋常庸人不釋鑠金百鎰盜跖不搏者非庸人之心重尋常之利深而盜跖之欲淺也又不以盜跖之行爲輕百鎰之重也搏必隨手刑則盜跖不搏百鎰而罰不必行也即庸人不釋尋常 (句讀、反點釋義)

○英 文 科 (英豫科一級英文和譯)

(Translate the following into Sinito-Japanese (Kanamajiri); take up the questions in any order you choose, but be careful to put the same numbers as below. No dictionary allowed. Time 2 hours.)

1. I might be excused from taking any more notice of it.
2. What they want in quality, they make up in quantity.
3. Nothing short of perfection will do.
4. With this quick-witted youth to think was to act.
5. I would not trade my vote for all the world.
6. He saw no other course open than to go and try his fortune in New York.

- 7. His faithful dog shall bear him company.
- 8. He was least likely to be missed.
- 9. The invalid (*sick-person*) took long sea-voyage, but only for the worse.
- 10. Sleep seemed to have deserted the pillow of the poor boy.

同

(英譯科一級和文歐譯)

第一 アラビヤの或る王は、ダマスカス刀一口を奉呈せられ、之を廷臣に示されたるに、衆皆な餘り短きが唯一つの缺點なりと云へり。

第二 獨り其席に居合せたる皇子が曰へるは、如何なる武器なりとも、勇士に取りては短きに過ぐるものなし。之を長くせんと欲すれば、只一步前に進むのみと。衆皆な其見識に感服せしとぞ。

第三 蓋し精神満つるときは、如何なる缺乏をも補ふことを得るものなり。

同

(英文法)

- 1. Give the feminines of—lad, negro, hero, actor, director, monk.
- 2. How many Tenses have Verbs in the Indicative mood? Name them.
- 3. Parse the words in the follow sentence:
He will not be pardoned, unless he repent.

4. Analyze the following sentences :

(a). Tell me how you are.

(b). In France there was less material for the Reformers to work upon.

○本邦歴史 (英譯科一級)

- 第一 中臣、物部、大伴、久米、忌部、諸氏の祖先の名を問ふ。
- 第二 大伴金村の功過。
- 第三 關東管領の興亡。
- 第四 左の時代年月を問ふ。
(イ) 南北朝の分立及び合一。 (ロ) 朝鮮征伐の始と終。 (ハ) 島原の亂の終と始。
- 第五 樺太及び琉球に關する事を述べよ。

○支那歴史

- 第一 支那一統の朝は、唐虞以來幾代あるか。順次に列記せよ。
- 第二 支那歴史に關係ある重要な諸人種の名を挙げよ。
- 第三 兩漢唐宋の建國者の姓名、及び其の元勳二三名を挙げよ。
- 第四 佛教道教の最も隆盛なるは、何々の時代なりしか。
- 第五 漢儒と宋儒と主要なる差異は如何。

○西洋歴史 (英録科一級)

第一 左の人々に關する事蹟の大略を問ふ。

- (イ) ピシストラトゥス (Pisistratus) (ロ) マルクス、アウレリウス (Marcus Aurelius)
- (ハ) ツウキングリ (Zwingli) (ニ) ロレンツォ、メヂチ (Lorenzo de Medici)
- (ホ) メツテルニコ (Metternich)

第二 左の地に關したる顯著なる事蹟を問ふ。

- (イ) レウクトラ (Leuctra) (ロ) カンチー (Canna)
- (ハ) カノッサ (Canossa) (ニ) フメルツブルグ (Hilbertsburg)
- (ホ) ソルフエリノ (Solferino)

第三 一千八百四十八年中に歐洲に起りたる大事件を列擧せよ。

○地理科

第一 蝦夷島の山脈如何、又其太平洋及オホク海に面する方と日本海に面する方と、孰れか地味豊饒なるか。

第二 東山道の國名及縣名を西より順次に列擧せよ。

第三 九州の位置及其沿岸の灣灘を問ふ。

第四 朝鮮八道の名稱を擧げ、牙山釜山元山津の其何道にあるかを示せ。

第五 リスボン (Lisbon) (Lissabon) よりコンスタンチノーブル (Constantinople)

(Constantinople) まで、陸上旅行するに經由する國名を順次に列擧せよ。

第六 ニュー、ゼーランド (New Zealand) (Nee-Seeland) は何れの國に屬するか、

其地勢、氣候、及び重なる都邑を記せよ。

第七 左の都邑は何處にありや。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| (1) マドラス (Madoras) | (2) ブリスベーン (Brisbane) |
| (3) ヴァンクーヴァー (Vancouver) | (4) トボリスク (Tobolsk) |
| (5) リマ (Lima) | (6) ブダペスト (Buda-Pesth) (Budapest) |
| (7) サイゴン (Saigon) | (8) ソフシア (Sophia) |
| (9) サマルカンド (Samarcand) (Samarband) | (10) バタヴィア (Batavia) |

○地文科

第八 海軟風及び陸軟風の起因を問ふ。

第九 潮汐の干満は如何なる場合に起るか。

○數学科 (算術)

第一 或道程あり、甲は之を500メートルなりと言ひ、乙は之を四丁半なりと言ふ。此兩言の差をメートル及び間數にて顯はせ。但しメートルは3尺3寸なり。

第二 今年 (西曆1894年) より1000周年の間に幾許日數を経過するか。但し